

令和4年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第2号）

令和4年6月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

9番 福永 啓 君
4番 福本 悟 君
10番 田上 忍 君
6番 増田 安至 君
3番 宮川 一幸 君

2 出席議員は次のとおりである（12人）

1番 中城 峯雄 君	2番 井藤 はづき 君
3番 宮川 一幸 君	4番 福本 悟 君
5番 田上 英司 君	6番 増田 安至 君
7番 森田 優二 君	8番 岩永 宏介 君
9番 福永 啓 君	10番 田上 忍 君
12番 清水 聖 君	14番 池田 浩二 君

3 欠席議員（1人）

11番 藤川 博和 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安田 哲也 君

5 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 藤木 正幸 君	副 町 長 宮本 正 君
教 育 長 上杉 奈緒子 君	総 務 課 長 野口 壮一 君
企画財政課長 本田 隆裕 君	町民税務課長 畑野 英樹 君

福 祉 課 長	西 本 和 美 君	こども未来課長	沖 勝 久 君
健康づくり保険課長	作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	河 地 克 敏 君	建 設 課 長	島 田 誠 也 君
環 境 保 全 課 長	鶴 野 修 一 君	会 計 管 理 者	田 中 智 徳 君
学 校 教 育 課 長	本 田 恵 美 君	社 会 教 育 課 長	緒 方 良 成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日は、11番、藤川博和議員より欠席の届出があっております。

日程に先立ち、本田企画財政課長の発言を許します。

○企画財政課長（本田隆裕君） お時間をいただきありがとうございます。

ふるさと納税関係の新聞報道で、返礼品に代わり現金を還元する仲介サービスを仲介業者が実施しようとしていたこと、並びに御船町を含む全国8団体の返礼品を寄附者外に売却していたとされた件につきまして、本町が把握しています状況について御報告いたします。

まず、本件報道の仲介業者と本町は何ら契約も締結しておりません。また、本件事案の実施について、仲介業者から当町への実施連絡はなく、本町が知らない間に実施されたもので、他町からの問い合わせにより御船町の名前が当該仲介業者のウェブページに掲載されていたことを把握しました。当町は何らかかわりのないところではありますが、本町への寄附希望者に誤った情報提供となることを回避する必要があると考え、本町ホームページに「町と事業者は契約関係にない」という旨を掲載いたしました。

本件の仲介サービスにつきまして、総務大臣御発言で「制度の趣旨から大きく外れたサービス」とされていますが、本町は本件を含めてそうしたサービスとの契約はございません。

なお、現在までに本件についてのトラブル等の問い合わせはございません。

本町では、ふるさと納税制度について総務省が示している基準等に沿って実施しており、これまでどおり引き続いて適正に実施してまいります。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

○9番（福永 啓君） 福永です。一般質問を行います。

古閑迫、古閑原地区に整備が予定されている廃棄物処分施設ですが、施設整備の主体が上益城広域連合から民間に替わり、受け入れる廃棄物も一般廃棄物のみから産業廃棄物を含む計画へと変更されました。また、当初の計画には盛り込まれていた一般廃棄物の最終処分場とし尿処理場の整備計画は今回の計画変更によりなくなりました。

昨年12月、一般質問でこのことを取り上げましたが、その後の住民説明会などに参加し、また住民の方々の御意見をお伺いしながら、まだまだ理解が進んでいない部分があると多々感じました。

つきましては、そもそもなぜ御船町の上野地区が候補地になったのか、そこから当初の整備計画及び新たな計画の今後の流れまで時間の許す限り詳細な質問を行い、住民の方々の懸念や思いに応えることができればと思います。

詳細な質問は質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の御船町に計画されていた上益城5町による一般ごみ処理施設が民営化となり、産業廃棄物を受け入れる計画へと変更されたことについて問うについて、お答えをいたしたいと思います。

上益城5町が御船町上野古閑原・古閑迫地区に整備を予定しているごみ処理施設については、各町の廃棄物処分施設の老朽化に伴い、それぞれの町が単独で新たな施設を整備することが困難であることから、5町が共同で整備する計画で進めてまいりました。しかしながら、平成28年熊本地震の災害復旧などにより5町の財政状況が厳しくなる中、熊本県を通じて、5町へ民間事業者からの提案があり、提案のあった事業計画が各町の財政負担が、施設が立地する御船町の周辺環境への負荷軽減が図られ、地域経済にも効果が見込まれると判断したことから、現在の民間事業者による事業計画に方針を変更したものであります。

新たな事業計画により整備されるごみ処理施設は、ごみの燃焼による効率的なエネルギー回収が可能な資源循環型施設であり、家庭と事業者のごみを一緒に処理する施設では最

も厳しいダイオキシン類の排出基準が適用され、関係法令により厳しい規制のもとで焼却処理がなされ、環境に優しい施設であります。今後とも施設が立地する町の長として事実に基づき、できる限り丁寧な説明に努め、皆様方から御意見を伺いながらよりよい事業となるよう取り組んでまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○9番（福永 啓君） それではまず、当初の計画についてお伺いします。当初の計画における予定地の選定なのですが、どのような経過、どのような経緯を経て公募から候補地決定に至ったのかを詳しく御説明ください。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

平成29年7月から9月まで、当時の熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会により施設建設候補地の公募が行われましたので、御船町は公募の周知を行ったところです。公募の周知を行う中で、応募を検討されている地域に対しての全体、それから個別の説明や施設見学会などを協議会と連携して実施しております。公募の条件には、用地の面積、区長及び代表者で応募することが付されておりました、応募をする際は地元の意向も確認することも書かれております。

公募は御船町同様、上益城各町で行われまして、御船町4カ所、甲佐町1カ所の応募があります。この応募された5カ所に各町から推薦のありました御船甲佐、益城、小坂、山都町、小峯の各クリーンセンター周辺の5カ所を加えました10カ所が候補地として選定をされています。この選定された候補地について、学識経験者で第三者的立場の専門家を委員長とします候補地選定委員会での審査、評価が行われ、協議会への答申を経て平成30年5月に協議会が古閑原・古閑迫地区を最終候補地として決定をしたものです。

○9番（福永 啓君） 経緯はわかりました。今の答弁で、地域住民の意向を得て公募、立候補ということなのですが、地域住民というのはどこまでの範囲なのでしょう。隣接する地域、例えば茶屋本ですとか川内田、下流に当たりますが、そちらの地域の住民の意向を、総意を得るような説明会、もしくは何らかの手続、このようなことは行われましたか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当時、古閑原・古閑迫地区が応募を検討されているということでありましたので、平成29年8月25日に協議会と町で説明会に伺っております。また、最終候補地として決定されて以降、平成30年7月30日には古閑原・古閑迫地区、同年8月2日には上野地区、8月7

日には川内田地区への説明会を協議会により実施しております。

○9番（福永 啓君） そうしますと、上野地区全体を対象とした説明会ですね。あと、川内田地区、下流に当たる、その地区を対象とした説明会、そして候補地の予定地であった古閑迫・古閑原地区に対する説明会というものが行われたということですね。それらの説明会で出た意見を含めて、当初の計画についてなんですが、地域の方々から主にどのようなことが懸念されていたか、どういう不安があったかというのは、町としてはどのように認識されていますか。そして何か、その当時の計画について反対運動みたいなものは起こっていたのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当初の計画では、最終処分場とし尿処理場を併せて整備する計画でございました。そこからの排水問題、それから地盤への浸透などが主な懸念事項としてあったと思います。しかしながら、地元からの反対運動のようなものはなかったものと承知しております。

○9番（福永 啓君） 反対運動はなかったということですが、当初の計画なんですが、このまま何にもしないと衰退が加速していくであろう中山間地において、活性化の1つの方策として、ある意味苦渋の決断として受け入れていただいた部分があるのではないかなと私は思います。まだ、感情的には近くに廃棄物処理施設ができることを快くは思っていなかったのに、そういう何とかしたいなと思っていらっしゃる住民の方々も少なくはなかったのではないかなと感じております。

当初の計画は一般廃棄物が中心でした。最終処分場やし尿処理からの排水、地下浸透はさっきおっしゃったですね。その懸念もありました。しかし、あくまでも自分たちが自分たちの生活の中で出したごみの処分であるということで、そのような不安な気持ち、そのような反対の気持ちを自分の気持ちの中で折り合いをつけて、処分場の建設を了承していただいた方々も多いのではなかったらと思うんです。ですので反対運動のようなものは起こらなかったのではないかと考えます。

町長はそのあたりについて、どのようにお考えでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 確かに住民の皆様方には苦渋の決断を受け入れた部分もあったと思います。私も当初の計画において、施設の必要性について十分理解はしていましたが、やはり不安に感じる部分もございました。焼却施設については、技術が発展しており、大気中に放出するダイオキシンの有害物質も削減されるなど、焼却施設について本当に一定

程度の解消がされてきていると感じてもしました。一方で、最終処分場やし尿処理場からの排水問題及び地下水浸透問題については、住民の皆様は不安だったと察することもできます。

そのような不安に折り合いをつけて、廃棄物処理施設建設を了解していただいた地域の皆様方には心から感謝を申し上げたいと思っております。

○9番（福永 啓君） ある意味苦渋の決断を受け入れていただいていたところに、今回の計画変更なんですね。しかも計画を変更、検討しているという情報はマスコミによりリークされ、地域住民の方々の多くはマスコミ報道によりそのことを知りました。そして、その記事では産廃、産業廃棄物という言葉が踊っていました。産業廃棄物に関しましては、不法投棄等不適切な処分等により環境破壊、環境被害などが頻発しておりました。社会問題化しています。

計画変更を検討した経緯ですが、町長は議会における答弁でも、昨年3月、最初に熊本県から新たな事業計画に対する情報提供があったとおっしゃいました。町長、最初に熊本県から、この産廃を含む廃棄物処分施設に係る情報提供がされたとき、どのように感じましたか。

○町長（藤木正幸君） やはり産廃ということを聞いたときには、不安に思う気持ちはありました。しかし一方で、先入観だけで正悪を判断するということは許されないという気持ちもありました。まずはその計画が正式に検討に値するものかどうか、5町の首長で正確な情報を得て慎重に検討を進めなければいけないという訴えをしました。

そこで5町一緒になり一から整備するというふうになりました。

○9番（福永 啓君） 地域住民の方々の中には、一番最初に県から情報提供があったときに、地域に対しても同時に情報提供をすべきではなかったのかとおっしゃる方もいらっしゃいます。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） そのような指摘があるのも承知しておりますし、当然、あるというふうに思っております。しかしながら、県から情報提供のあった時点では、事業計画の精査や確認も全くできていない状況でありました。上益城5町として正式に検討する価値のある事業計画なのかどうかも判断できる状況では、当時ありませんでした。

このような状況下で地域住民の方々に責任を持って情報を公開し、説明するということは大変難しく、私自身も判断に悩みましたが、厳しいと思いました。まずは、5町の首長

や県の担当者でこの事業計画が検討に値するものなのかどうか、相手企業と正式に交渉を続けていくべきだと、慎重に調査・検討を進めてまいったところです。

○9番（福永 啓君） では、その実際の調査・検討なんですが、どのような調査・検討をされたのでしょうか。また、どのような経緯で最終的に計画変更の協議を始めるということになったのですが、その協議を始めることに至った経緯、このあたりを答弁願います。

○町長（藤木正幸君） 具体的には、同様の処理をしている処理施設の現地視察や処理施設のある自治体の首長と意見を交わし、聞き、提案されている事業計画の実現性や懸念事項の確認を行ってまいりました。併せて、計画主体である企業側にも説明を求め、5町の首長からの要望を伝えるなど慎重に検討し、調査を進めてまいりました。

このような調査・検討を進める中で、計画主体である相手企業は、計画を実行する能力と実績がある企業と確認ができましたし、地域住民の理解が前提であるという企業の姿勢と地域住民の理解を得て、地域住民の要望を受け入れながら、計画をよりよいものにしていこうという企業側の誠意も感じとることができました。

このような経過を経て5町の首長として、この新しい事業計画の正式な協議を事業者と開始することができると判断をいたしました。

○9番（福永 啓君） わかりました。そして、その後のマスコミによる、新聞によるリークです。このリークに至る経緯、これも御説明ください。

○町長（藤木正幸君） 正式に協議を開始することができると判断したわけですので、その後は地域住民の方々に報告、説明をしなければなりません。また5町も議会や広域連合の中の協議会にも報告や説明をしなければなりません。先ほど答弁させていただいたように、これまでの調査・検討は、5町の首長と県の一部担当者のみで進めてきましたので、住民や議会に対する報告、説明には事務方を含めた準備が必要でありました。情報を事務方と共有し、報告、説明の準備をしていたところに、御指摘のとおり報道により知ることとなってしまいました。

その結果、計画変更の協議が開始される事実を報道により知ることになるなど、多くの皆様に大変な御心配をおかけしたことを心からお詫び申し上げる次第であります。

○9番（福永 啓君） あのマスコミ報道ですよ。それにより多くの憶測が生まれたと感じました。住民が知らないままに水面下で交渉が行われている。これまでとは全く話の違う産廃を含む計画に、もう変更されたんだと、既に話が決まっていたんだと。その決まった話

を住民に説明しようとしていると、などというような印象を持たれた方もいらっしゃると思います。苦渋の決断を受け入れられた地域住民の方々や、何とか気持ちの中で折り合いをつけて声高に反対の声を挙げなかった住民の方々の中には、「もう話が違うんじゃないか。白紙撤回すべき」などという声が挙がるのも、これは無理からぬことだと感じます。

確かに、今の答弁でしたら、県から情報提供があったとき、これで住民説明をするというのは大変難しいというか、無理だったと思います。そもそも、今の答弁ですと、正式に検討する価値のある事業計画なのかどうかの判断もできていなくて、町としても広域連合としても調査も検討もしていない状況ですから、このような状況で住民の方に「こんな計画が県からありますよ」とお伝えすれば、住民の方々から、「それはどやん計画ですか」とか、「ほんなこてするとですか」とか、「そやんとはできるとですか」と聞かれても、「まだわかりません」と、「ただあっただけ」と言われるだけ、答弁できるだけですから、そうしたら逆に怒られますよ、「ちゃんと調べてから来なっせ」と。

しかし、遅くとも今の町長の答弁でしたら、調査・検討を進めて、町長としても広域連合としても、この新しい計画を正式に協議を開始することができると判断して、そして事務方と情報を共有したわけですから、その事務方と情報を共有するのと同じであれば、地域住民の方々に説明することができたのではないかなと。そうすれば、マスコミのリークはその後ですので、マスコミのリークもなかった。すっぱ抜かれることもなかった。無用な混乱も避けられたのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 議員御指摘のとおり、情報管理と情報公開の時期、順序に関する判断に對しましては、大きな課題が残ったと私自身も思っております。この件に関しては、改めてお詫びを申し上げます。

今後、正式な情報公開等を事実に基づきできる限り丁寧に説明を果たしていかなければならないと心から思ったところであります。

○9番（福永 啓君） 私も今回の件では、情報公開と透明性の重要性について大変考えさせられました。

さて、以前の計画なんですけど、これは一般廃棄物のみで、新たな計画は一般廃棄物プラス産業廃棄物です。そもそもなんですけど、この一般廃棄物と産業廃棄物との違いとは何ですか。家庭から出るごみが一般廃棄物で、工場、事務所、工事などで出るごみが産業廃棄物というイメージもあるのですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法、廃掃法とも言いますが、この法律では産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物となっておりまして、大別として20種類が規定されています。また同法で一般廃棄物については、産業廃棄物以外の廃棄物ともされております。

産業廃棄物に規定されている廃棄物でありましても、事務所などから出た廃棄物などは産業廃棄物とはならず、事業系一般廃棄物として扱われます。また産業廃棄物に規定された同じ廃棄物でありましても、家庭から出たごみに関しましては産業廃棄物としては取り扱われないものや、処分業者に委託し、最終的に産業廃棄物として処分されるものもございます。

このように同じ種類の廃棄物でありましても、誰がどのように利用していたか、誰が処分場に持ち込んだかなどの状況によりまして、産業廃棄物になる場合もあれば、一般廃棄物として処理される場合もあるということでございます。

○9番（福永 啓君） 産業廃棄物と一般廃棄物ですが、それぞれの処理責任はどこが持つことになっていきますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

産業廃棄物と事業系一般廃棄物につきましては排出事業者が責任を持ちます。家庭から出る一般廃棄物に関しましては、市区町村が統括的処理責任を持つとなっております。町では処理責任があります一般廃棄物の範囲につきまして、条例、規則などにより細かく定めているところです。

○9番（福永 啓君） 御船にしろ益城にしろ、現在稼働中の焼却場、処分場があります。そこで処分しているのは家庭からのごみのみというわけではなく、事業系の一般廃棄物も処分していますよね。上益城5町で計画していた当時の計画でも同様に事業系の一般廃棄物も、廃棄物全体が処分の対象だったということよろしいでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

今議員から御指摘のあったお見込みのとおりでございます。現在稼働中のごみ処理場におきましても、家庭ごみの処理ではなく、事業系一般廃棄物も処理しております。当初の計画とされておりましたごみ処理場につきましても、5町同様のごみを処理することとし

ておりました。

○9番（福永 啓君） これはネット記事で見かけたんですが、ある人が屋根の上の太陽光発電のパネルが壊れた。そして壊れたものだから処分しようと思って、自分で外して車に積み込んで、そして産業処分場に持っていきました。ところが、産業処分場では、「これは一般廃棄物です」と、あれと思ったんでしょうけど、「だから受け入れられません」ということで、産廃の処分場では受け入れられませんでした。そして持ち帰って、では一般廃棄物だから、自治体の処分場にと、自治体の処分場に持っていったんですが、もちろん自治体でも「これはうちでは受け入れられません」ということで受け入れられませんでした。じゃあ、どうしたかと。簡単なんですが、業者にお金を払って、最初の産廃の処分場に運んでもらったんです。自分ではなくて、違う人に運んでもらったんです、業者が。そしたら、産廃の産業廃棄物として受け入れてもらったということが書いてございました。このように、産廃と一般廃棄物との垣根はある意味曖昧なんです。別に危険なものが産廃で、安全なものが一般廃棄物というわけでもない。1つだけ共通して言えるのは、産廃も一般廃棄物も私たちが生活や社会活動を行うことによって必ず生じるものであるということだけなんです。

であるにもかかわらず、不法投棄とか社会問題化するというのは産廃がほとんどですよ。もちろん量の問題もあるでしょう。工事のときに急にどっと出るというものもあるかもしれませんが、一般廃棄物だって、それは相当な量はありますよ。しかし、事件とか問題になるのは産廃ばかりです。どうしてなんですかね。なぜなのでしょう。どうしてそうなると思われますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

家庭の一般廃棄物の処理責任が町などの自治体にあることに対して、他方、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の処理につきましては、そのような仕組みがないことが影響していると考えています。

○9番（福永 啓君） 私も同感です。さすがに自治体が一般ごみの不法投棄をすることはほとんど考えられませんから。これは産廃に限ったことではないんですが、営利追求の一般企業の一部には、時代や場所を問わずモラルに欠けた業者が存在するのも、これは残念ながら事実なんです。特に産廃。有名な豊島の件とかありましたよね。島全体が産廃で汚されてしまった件とか、一部のモラルのない企業が引き起こした事件が非常に重大な環境

破壊を引き起こした例もあります。産廃が住民の生命、財産に影響を及ぼしたような例もあります。業界自体のイメージは決してよくない。このように産廃全体に対する不信感、そして負のイメージが町民の方々が、地域住民の方々にやはりあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

産業廃棄物に対しますイメージというものは様々あると思います。地域住民の方々の中には新たな事業計画について、当初の計画に比べて環境負荷の少ない、よりよい計画であるということを御説明したとしても、一般的に産業廃棄物のイメージというものがありまして、風評被害など、地域のイメージが悪くなることを心配されている方もいらっしゃると思います。

○9番（福永 啓君） 町長、その産廃に対する不信感、負のイメージ、これを払拭するためには、どのようにすればよいとお考えですか。

○町長（藤木正幸君） それは、産業廃棄物を処理する企業の姿勢にあると私は感じております。大栄環境株式会社は日本最大手の廃棄物処分企業であり、また石坂グループも県内リサイクルの最大手の企業であります。私どもも確認してまいりましたが、大栄環境株式会社のプラントでは、廃棄物は全て最新の施設により、環境に配慮しながら、適切に処理がなされているのを見てきました。今回の新たな事業計画の提案においても、両企業ともマイナスのイメージがつかないように、廃棄物処理施設の新たなモデルケースになるようにと、施設を造りたいという思いでいらっしゃいます。施設の先駆者になりたいという意欲を強くお持ちの企業であると感じました。

また、環境学習の拠点となるような施設にもしたいと。子どもたちが訪れる施設にもしたいと言っておられまして、話を聞いてきました。そのような姿勢が5町が正式に交渉を始める決め手になったことは確かであります。

○9番（福永 啓君） そのような企業姿勢は理解いたしました。私どもも、議員としてみんなで現地視察を行って、企業の方々ともお話をいたしました。その中でも同様の姿勢は感じることはできました。確かに、産廃に対する不信感、負のイメージを払拭するには業界側の企業努力に頼る部分が大いなのかもしれません。しかし一方で、今回の新たな計画のように、一般廃棄物と産業廃棄物をともに処理するような計画においては、企業努力のみに頼るのではなく、町、広域連合にもその役割が必要ではないかと思います。町及び広域

連合としてはどのような対策を講じるのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 率直に申し上げますと必要です。町や広域連合の企業に対するチェック体制として、上益城広域連合で用地を取得します。そして整備し、企業側に貸し付けるという廃棄処理に関して、よりよい、厳しい監視、指導を行っていく鍵をここでかけさせていたきたいと思います。

また、5町の広域連合の意見が施設の運営にも反映されるよう、今回の事業計画で新たに設立される会社に対して、上益城5町が出資することによって経営に入り、経営の中身がわかるような、そこでも1つの鍵をかけたいというふうに思っております。

このような対策により、将来にわたって不適切な廃棄物の処理がなされないようにしっかりと監視、指導できる体制を構築し、町としても広域連合と連携して、産業廃棄物を受け入れるごみ処理施設のマイナスイメージを払拭できるように、ともに監視しながら見つめていきたいと感じております。

○9番（福永 啓君） わかりました。次に、イメージのみではなく、今度は新たな計画による具体的な課題に対する認識やその対策について伺いいたします。

新たな計画で、産業廃棄物の最終処分場とし尿処理場がなくなりましたので、これまで懸念されていた排水の問題ですとか地下水浸透の問題は、これは課題は解決されたこととなります。一方で、新たに多量の産廃が処分施設に運び込まれるわけですので、当初に比べ交通量が増加し、それに伴う課題が発生するという懸念があります。

まず、新たな計画で運び込まれる予定の産廃により、どのくらい交通量が増えると試算されていますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

事業計画によりまず試算によれば、搬入される産業廃棄物は大型車で1日80台、施設から搬出する車両は大型車で1日20台、合計100台と試算を立てております。単純に往復で200台の計算となりますけれども、処理施設予定地までのルートは複数に分かれております。例えば処理施設予定地の近くでマミコウロードがございますけれども、割合はわかりませんが、少なくとも滝尾それから上野吉無田インターからのルートにそれぞれ分散するものと考えております。

○9番（福永 啓君） そういうことになると思います。処分予定地は袋小路にあるわけではありませぬのでね。交通量がきれいにそこまで、手前では2方向あるわけなんです、手

前できれいに半々に分かれる、そこまで半々に分かれるということは、これはないとは考えます。一般的に考えれば、上野吉無田方面からのルート、こちらのほうが交通量が多くなるのではないかなと思います。そうしますと100台、行ってこいで200台だとしても、滝尾からのほうが数十台ですとか、上野吉無田インターからのルートが100数十台とか、結局そのような形になるのではないかなとは思いますが。

これは単なる想像ですから、いずれにしろ、それだけの交通量が以前の計画に比べ増えるということになるのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

今議員がおっしゃったように、どちらかのルートが比率が多くなるかというのは現時点で答えはできませんけれども、新たな計画で最終処分場とし尿処理場は整備されませんので、そこに計画されていた車両の通行はなくなるということになります。最終処分場で使用する車両台数につきましては、敷地内での往来が主でありますので、交通への影響というものは少なかったのかなと考えておりますけれども、現在、山都町、また御船町の2カ所に存在しておりますし尿処理場につきましては、1日当たり約60台のバキュームカーがし尿等を運搬しておりますので、単純にこの車両台数は従前の計画と比較して減少するということになります。

○9番（福永 啓君） 当初の計画にあったし尿処理場と最終処分場の計画はなくなったわけですから、確かにそうなると思います。そうしますと、産廃を運ぶ交通量が増える一方で、新たな計画により減少する車両もあるということになるんですね。新たな計画では、大型車が100台増えると、バキュームカーは60台減るということになるわけなんですけど、実際、どの程度増えるかの試算は難しいでしょうし、感覚的にも非常にわかりにくい。バキュームカーと産廃を運ぶ大型車とではやはり違いが大きいですからね。ここでわかりやすく、例えば、仮に大型車1日100台の通行量、この感覚、これに、何かわかりやすい例とかはありませんか。例えば役場前の国道445号とか、定期的な交通量調査が行われているんですが、そのあたりと比較していかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

わかりやすいかというのはそれぞれあると思います。議員から御指摘があつておりましたので、国交省が公表しております全国道路街路交通情勢調査を閲覧してみました。比較になるかわかりませんが、国道445号が1日約6,700台、大型車のみに限定しますと

1日800台程度となっております。また、大型車が頻繁に通行しているイメージがあります。高速道路におきましては、御船インター付近で、大型車のみで1日1万台程度となっております。この数値については、平成27年度が直近ということでございますので、現在の状況とは少なからず乖離はあると考えております。

○9番（福永 啓君） この統計は、以前私が一般質問で使用したものと同じですね。震災前の数字となります。数値的には国道445号の8分の1とか何分の1程度になるんでしょう、大型車が取ってみてもですね。ただ統計もまた古く、処分場に行く車は大型車は主に昼間に行くわけですよ。また道幅も違います。なかなか交通量のイメージはつかみにくいと思います。そのあたりは、イメージですとか具体的な影響などは、やはり今後どうしても実施される環境アセスを注視せざるを得ないのかなと思いました。ただ、以前の一般質問でも申し上げましたが、マミコウロードはこれまでに地震とか高速道路の建設等で相当量大型車の通行が増えたことがあります。そこまでは行かないのではないかなと思いますけれども。一方でやはり一定の交通量が増えることだけは間違いないんです。そしてその交通量の増大は短期的なものではない。恒久的な課題でもあります。

以前の一般質問で、建設課長が周辺道路に関して地域の生活道路であり、また通学路としても利用されているので適切な対応をしていく、などと答弁しました。現時点で何か具体的な対応策を考えていますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

本年度から事業者が環境アセスメントに着手することに伴いまして、5月31日に環境アセスメントへの意見や施設整備に伴う御船町の課題整理、それから対策を講ずるために、役場全課で構成します検討本部を設置しております。この検討本部には、周辺インフラ整備や交通安全対策、地域活性化など、それぞれの専門部署で構成するワーキングチームを編成することとしておりまして、この枠組みを活用して具体的な検討を今後してまいります。

○9番（福永 啓君） 交通量の増加や、それによる影響はまだまだ不透明な部分が大きいと感じます。今の答弁でしたら、仮に環境アセスメントや交通安全対策ワーキングチームですか、その検討で、この程度の交通量の増加であれば何ら問題がないなどとされた場合は、これは対応しないと、対応しないでよいということになるということですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

以前建設課長も答弁で申し上げておりますとおり、周辺道路に関しましては地域の生活道路でありまして、また通学路としても利用されております。環境アセスメントの結果も重視はいたしますけれども、今後の施設整備によりまして、これまでよりは交通量自体は増えることが想定されておりますので、交通量増加に対しまして、適切な対応をしてまいりたいと考えています。

○9番（福永 啓君） どう考えても、一定量増加はするわけなんです。ですので、何らかの対応は必要不可欠かなと思います。

さて、3月28日に結ばれた環境アセスメント実施等に向けた基本協定ですが、この協定概要をもう少し詳しく、かつわかりやすく御説明願えますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

大栄環境株式会社並びに石坂グループと5町の協定の概要といたしましては、本事業によります環境面での影響を評価するに当たり、事業者が新会社を設立し、環境アセスメントを実施する旨や、環境アセスメントの結果、5町が本事業の計画を適切であると判断した場合には、改めて環境保全協定及び立地協定等を締結する旨が記載されております。

○9番（福永 啓君） この環境アセスメントなんですが、これは町や県が実施するものではありませんよね。企業が実施し、調査する機関も企業が選定するわけなんですが、そうしますと、どうしても事業ありきになってしまって、企業側に都合のよい調査結果となってしまういませんか、町長。

○町長（藤木正幸君） これまで行ってきた住民説明会におきましても同様の懸念を抱いていらっしゃる方が多くいらっしゃいました。確かに環境アセスメントは事業者側が説明し、調査する機関も事業者側が選定するということであります。調査は約3年半かけて行われ、各段階において公表され、町の意見や県の審査委員会の意見、また住民からの意見も反映していくものであります。

このように環境アセスメントは外部の検証批判に耐えるものでなければ、都合よく作っただけではできるものではありません。また、その過程において、町や広域連合におきましても丁寧に確認作業を行うことといたしております。

○9番（福永 啓君） 環境アセスメントは各段階において公表されるということですので、議員そして議会としても確認作業が必要だと感じました。

ただ、もし仮に環境アセスの結果が思わしくないとか、環境アセスの結果が悪いとか、

そういうこと次第で、新たな計画自体が白紙撤回されるとか、中止になるとか、そういう可能性もあるということですか。

○町長（藤木正幸君） これまでも議会や説明会などでもお答えしてまいりましたが、新たな事業計画は上益城５町にとりましても、御船町の地元住民の方々や町民の皆様にとりましても、財政面だけではなく、環境面を含め、旧計画より比較的によい計画であると認識しております。

一方で、新たな事業計画はまだ認可を受けた前の段階でもあります。５町と広域連合は事業者と覚書や協定を交わしましたが、それはあくまでも協議や環境アセスメントの調査を開始するためのものであり、立地や進出に限定した協定ではありません。今後の環境アセスメントの調査等の結果次第では、事業計画の見直しや事業中止となる可能性はゼロとは言えません。

○９番（福永 啓君） これも仮の話になってしまうんですが、もし万が一ですよ、ゼロではないのであれば、環境アセス等の結果が思わしくなく、事業実施が困難となった場合は、これはどうなるんですかね。

○町長（藤木正幸君） 仮定の話のため正確にお答えすることはできませんけれども、一般論として論じたいと思います。仮に計画が中止となった場合は、地方公共団体に課せられた法的義務がありますので、新たに一般廃棄物の処分場をどこかに建設をしなければなりません。そうなれば、ごみ域内処理の観点から、最終処分場などを含めた検討も再度せざるを得なくなると感じております。

○９番（福永 啓君） そもそも市町村といった基礎自治体に対して、一般廃棄物を責任を持って処分しなさいとした法的責務が課されている理由は、ごみの域内処理の観点かなと思います。仮に小さな自治体でしたら、財政上何らかの理由で自分ではできないというところでしたら、単独でできない場合は一部事務組合や広域連合などを構成して、その中で処理してください、処理することもできますよとなっているわけです、仕組みとしては。

今、御船町は一時的措置として熊本市に一般廃棄物を委託することにしています。このまま熊本市に委託し続ければいいのではないのといった考え方もあるかもしれません。しかし、近隣とはいえ、熊本市と御船町は一部事務組合でもなく広域連合でもありません。全く別の団体なんです。そのような別団体に対して、将来にわたって一般廃棄物処理を委託し続けることは、先ほど言いました域内処理を定めた法の目的や自治体の義務に反し、

自治体が行う廃棄物処分の方法としては不適切であるかのように思えるんですが、町長の認識はいかがですか。

○町長（藤木正幸君） 私も同様の認識であります。熊本市に廃棄物処分を委託するのは、あくまでも一時的な措置と考えております。

○9番（福永 啓君） そうしますと、仮に現新しい計画ができなくなった場合は、当初の計画に後戻りせざるを得なくなってくるのかなという、場所も土地も既に購入済んでいるわけですので。そうしますと、やはり以前の計画と新たな計画との比較検討がとても重要だと感じております。

さて、新しい計画なんですが、先ほども、また何回も町長は、町としても、また広域連合としても、新たな計画が地域住民の方々及び町民全体にとって財政面だけではなく、環境面も含め、旧計画よりよりよい計画であると答弁されました。しかし、住民の方々からは、「それはね、大きい企業だから、そらきれいな計画は書きますよ。以前の計画に比べよりよい計画に見えるような計画は書きたい」と、「きれい事は言うけれども、相手は営利企業、結局は地域の利益よりも自分たちの利益を優先するでしょう」といった声も聞かれました。

町長はいかが思われますか。また、「計画はいいかもしれんけれども、それをどうやって守らせるんだ」といった声も聞かれました。この点はどう考えますか。

○町長（藤木正幸君） 新たな計画の主体は事業者の民間の企業であります。利益企業であることは確かであります。地域の方々の中に、地域の利益よりも自分の利益が優先と思われる方がいるのも当然と私自身思っております。しかし一方で、地域の利益と地域の理解がなければ、自らの利益もない商売も存在もいたします。大栄環境株式会社や石坂グループもたびたび地域の理解が最優先である。地域の理解と地域の利益がなければ、私たちの会社はここまで成長しなかったといったことを説明会でもおっしゃっておりました。

今回のような事業がまさに地域の利益と地域の理解がなければ、自らの利益もできない事業であると感じます。

また、計画をどのように守らせるかですが、今回の事業計画の中核である大栄環境は国内最大手の廃棄物処理事業者であり、石坂グループも県内リサイクルの大手でありますので、企業姿勢やこれまでの実績を見ても十分に信頼に値する優良企業であると交渉して感じました。

しかしながら、民間企業が事業を行うことに関して、町民の不安を払拭しつつ、万が一のトラブルに対処するためにも、町民の生命と財産を守る立場の町の責任として、何らかの関与があると、関与しなければいけないと、必要であると感じております。このような考えから、先ほども答弁をいたしました、上益城5町で土地を取得し、貸し付ける方式を選択し鍵をかけ、設立予定の会社に対して、経営に関与するために、上益城5町が共同で出資すること、ここで鍵をかけ、計画をしていくというふうに思っております。

○9番（福永 啓君） 今町長は、地域の利益と地域の理解がなければ、自らの利益もない商売も存在すると、今回の事業はそうなんだというふうにおっしゃいましたが、何だか理想論をおっしゃったようにも聞こえます。しかし果たしてそうでしょうか。町長も商売人でしたので実感されていると思うんですが、実際にやはりそういう商売、地域の利益と地域の理解がなければ、自らの利益もない商売がと言われて、普通に存在するんですよ。そして、逆に大変多いと感じています。

「先義後利」という言葉を皆さん御存じでしょうか。中国の昔の荀子の出典は2,500年前なんですが、道義を優先させて利益を後回しにするという意味ですね。日本でも大丸デパートをはじめ、幾つもの大きい企業、小さい企業の商売とかで、社訓とされている言葉です。これはちょっと聞くと、先ほど道徳論、理想論のようにも聞こえるんですが、そもそもの出典においてはこう書いているんですね。「義を先にして利を後にする者は栄える」と、つまり、道義を優先させ利益を後回しにしたほうが結局は儲かりますよというふうにも捉えることができるんです。これは2,400年ほど前の言葉なんですが、長い歴史の淘汰を受け現在に息づき、大変意義のある言葉だと思います。私はこのような産業廃棄物の業者に関しましてはまさに先義後利だと思うんですね。大栄環境にはぜひ自分の会社の利益のためにも、また自分の会社を繁盛させるためにも、町や地域に対する道義を優先させ、利益を後回しにしていきたいと、そういうふう考えております。

そうとはいえ、地域の理解を得ることや地域の活性化、また地域の計画の遵守などについては、やはり商売哲学や口約束のみではなく、何か協定のようなものを結ぶとき、そのあたりもきちっと明文化しておくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 3月28日に締結をいたしました環境アセスメント実施等に向けた基本協定の基本方針にも、地域理解や地域活性化、環境への配慮等についても盛り込んでありますが、今後の環境アセスメントのプロセスを経て、環境保全協定や立地協定等を締結す

るに至った際には明文化してまいります。

○9番（福永 啓君） そろそろ時間も迫ってきて、ドキドキしているんですが、今回の新たな計画に対し、地域住民の方々から反対の声が挙がっているのも事実です。計画に反対されている方々に対して、町長、どのような思いを抱いていらっしゃいますか。

○町長（藤木正幸君） 反対や心配をされている方々の多くが、御船町の中山間部に広がる美しい日本の原風景の中にお住まいの方々であり、美しい自然環境に囲まれた集落を守りたい、将来にこの地域を残したいというお気持ちであると感じています。その思いは私も全く同じであります。確かに、当初の計画を変更し、民間企業による産業廃棄物処理を含む計画にすることを検討しています。しかし、それは以前の計画に比べ、より自然と環境に優しい計画であり、将来にわたってこの美しい環境、自然を、その集落を残していける計画であると私自身判断をしております。

皆様の御理解と御懸念も十分に理解できますし、皆様から厳しい意見もお受けしていきます。ただ、将来あのかたとき反対の声を出してよかった、あのかたとき厳しい意見を盛り込んでよかったと、地域の方が思っただけのよう、地域づくりが地域によってできていけるよう、私自身努力をしてまいります。

○9番（福永 啓君） 過去に何回も申し上げていますが、御船町の地域中山間地、これは宝だと思います。しかし、一方で人口減少に悩まされ、耕作放棄地や廃屋も増え、美しい日本の原風景と集落を将来に手渡していくことが困難になっているのも事実です。御船町の中山間部に広がる美しい自然と環境、そして集落を守るために、将来に残していくため、そして廃棄物処分建設に関わる地域の方々の不安を払拭するためにも、やはり長期的視野に立った地域づくりのビジョンと、その実効性が担保されることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 議員御指摘のとおり、今回の事業の効果を地域活性化につないでいくためには、あるべき地域デザインを描くことの町としての明確なビジョンを持つことが大事だと感じております。

これから事業者が行う、環境アセスメントと並行して、地域づくりや地域活性化の取り組みの議論を始めてまいります。その過程において、地元の御意見を引き受けながら、ほか4町と広域連合事業者とともに協議を重ね、よりよい実行性のあるものを築いてまいります。

○9番（福永 啓君） 最後です、終わりです。実行性の高いものにするとおっしゃいましたが、これまでの町の計画って幾つもあったんですよ。しかし、全てに実効性が担保されているかといとなかなかそうでもなかった。今回は実効性を担保していただきたい。事業計画をきちんと作っていただきたい。そしてそれを実施していただきたい。そうするべきだという意見を述べさせていただいて、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで10分休憩を取りたいと思います。11時15分で休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休 憩

午前11時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

○4番（福本 悟君） 質問番号2番、議席番号4番、福本悟です。

はじめに、本日もこのように多くの皆様に積極的に傍聴をいただき、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、一人一人の声を行政に伝える。これは私の公約でもあります。今回も町民の代弁者として、一般質問という形で質問を行わせていただきます。

それでは、先般事前通告した内容について質問を行います。通学路の交通安全・防犯対策について、伺わせていただきます。

通学路の交通安全・防犯対策は十分でしょうか。本町における道路状況としては、国道443・445号が通り、また県道においては多くの路線が走るなど、交通の要所としての利便性に恵まれており、町民生活の向上と併せて経済活力による町の発展要素は十分整っていると考えられます。しかしながら、町内においては、毎年30件近くの人身事故が発生するなど、車社会の今日、いつ事故等が発生するかわかりません。子どもたちはこのような道路の一部を通学路として利用していますが、子どもたち自身危険や不安に感じている場所はないのでしょうか。

さて、平成30年5月、新潟市において下校中の7歳の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生、令和3年6月には、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み5名が死傷する事故が発生しております。国土交通省はこの八街市の事故を受けて、通学路の交通安全確保に向けて、個別補助金を創設されております。歩道、防護柵の

整備、スムーズ横断歩道の設置、右折レーンの整備などが補助の対象とされ、それぞれの自治体が危険箇所等を総点検し、その対策の報告に基づき補助金を分配するとあります。本町から国土交通省にどのような報告がなされているのでしょうか。

また、先日は日本全国の18道府県23自治体において、小学生脅迫メールが送られる異常事態が発生をしております。改めて、通学に対する何らかの対策が必要ではないでしょうか。

総合計画策定から2年余りが経ち、児童生徒が通学するための通学路の現状をどのように認識され、交通安全に加え、不審者等から児童生徒を守る防犯の観点から、交通安全、防犯対策の啓発活動など、ソフト面の推進や危険箇所等への交通安全施設整備など安全対策の現状と、今後の整備及び安全策について伺わせていただきます。

さらに、犯罪防止や安全・安心のまちづくりの観点から、防犯カメラの設置を推進していくべきと考えますが、町の方針を伺わせていただきます。

あとは再質問とさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の通学路の交通安全・防犯対策について、お答えをいたします。

昨年、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突入し、5名が死傷する痛ましい事故が発生いたしました。これまでの通学路における合同点検等の蓄積を十分に活用し、地域の実情を踏まえた効果的、効率的な対応を行うよう、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁からも指示があつているところであります。

本町において、小・中学校の通学路については毎年、学校、教育委員会、道路管理者等の関係機関が連携し、通学路安全点検を実施しています。また、防犯対策につきましては、不審者の目撃情報などが教育委員会や各学校に入り次第、保護者へ安心メール等で情報提供を行っております。今後とも、通学路の安全確保及び防犯対策にしっかり取り組んでまいります。

その他個別質問について、担当課長から答弁させます。

○4番（福本 悟君） 今回のこの子どもたちの通学路の交通安全、防犯関係と、安心・安全面からの質問は今回が3回目になります。やはり質問に至った経緯につきましては、今の住民さんからやはり熱い要望をお聞きする上で、今回の質問とさせていただきました。

それでは、個別質問に入らせていただきます。まずはじめに、この交通事故犯罪の発生

状況、町の状況として伺わせていただきたいと思います。

内閣府から公表をされております「令和２年版交通安全白書」というのをホームページで確認をすることができました。平成27年から令和元年までの合計によりますと、小学生の歩行中の時間別死者、重傷者数を見ると、午前７時台と午後３時から午後５時に多く、特に小学校の１、２年生が多くなっているという状況を確認することができました。また、通行目的別死者、重傷者数を見ても、登校中が10.4%と下校中になりますと約２割強22.2%を占めているという状況です。

それでは、本町における、人身等犯罪の発生状況から説明をいただきたいと思います。

熊本地震後の過去５年について、説明を求めたいと思います。

○総務課長（野口壮一君）　まずは、人身事故の発生状況についてお答えします。熊本地震後の平成29年度に37件、平成30年度に30件、令和元年度に27件、令和２年度に25件、令和３年度が14件となっております。毎年減少傾向にありますけど、５年間の１年間の平均に直しますと、年間に26.6件ほどの人身事故等が発生していると。また小学校区別で多い順番では、御船小学校区それから小坂小学校区と続いております。

続いて、犯罪発生件数なんですが、平成29年55件、平成30年50件、令和元年43件、令和２年28件、令和３年が33件となっております。一応減少傾向にありましたけれども、令和３年は微増をしております。５年間の平均で年間に例えると、１年間に43.8件ほどの犯罪が発生しているということになります。また、校区別で多いのが御船小学校区、それから小坂小学校区と続いております。

○４番（福本　悟君）　ただ今、総務課長から人身事故、犯罪の発生状況を答弁をいただきました。ただ課長から説明をいただきました、この２件の発生状況、何か共通点として言えることはありますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　それぞれの状況から言えることとして、近年宅地開発が進む中で住宅密集地、それから大型商業施設の立地にある御船小学校、それから小坂小学校区において、人身犯罪の件数が多くなっているという状況にあります。今後、地域での見守りや警察また町行政との連携による対応が求められてくると感じております。

○４番（福本　悟君）　ただ今、総務課長からいろいろな状況等で増えましたということです。この犯罪件数については、それぞれ各小学校区の人口に比例しているものと理解をさせていただきました。

それでは、人身事故を含む交通事故の全体の総数、これも過去5年間はどのようなようになっていますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 交通事故の発生件数についてお答えします。

この件数については、人身と物損事故を扱った件数としてまとめられております。平成29年度が526件、平成30年度430件、令和元年度778件、令和2年度685件、令和3年度が738件となっております。先ほども言いました物損事故というものは、いわゆる人的な被害がないものもカウントされております。例えば、商業施設での駐車場での出会い頭の車と車の衝突とか、そういうものも含まれた件数になっております。

増加傾向のようにありますけど、最近の道路状況の変化や平坦地域の人口の増加等、それから集中的に降る気象状況等にもよる増加が考えられると感じております。

○4番（福本 悟君） 私自身、この事故状況の発生件数、令和3年度の数字を見てちょっとびっくりしました。というのが、町では総合計画が策定されておりますが、この交通事故発生件数は、総合計画の中の生活指標として、目的として掲げております。この数値については定期的に研修をし、その達成状況を分析・評価すると書いてあります。何か事業の改善、活用につながったというのは、何かありますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 先ほど議員から指摘がありました交通白書による子どもたちの登下校中の事故における、町での交通事故防止対策として、町の職員による青パトロール車での登下校時間帯を中心とした定期的な巡回をしております。特に新学期が始まって、低学年、新しく新入した子どもたちの帰る時間帯に合わせてパトロールを行っております。子どもたちへの注意喚起を促すとともに、また通行している車両への速度抑制それから不審者などへの警戒にもつながっているものと考えます。

総合計画での交通事故件数指標に対する具体的な検証までは至っておりませんが、子どもたちの登下校時のパトロールを継続するとともに、また高齢化社会において、身体機能が低下した高齢歩行者への対策も含めた取組みが必要だと感じております。

○4番（福本 悟君） 課長から交通事故の指標に対する具体的な検証までは至っていなかったということで、それでは、総合計画の所管課であります企画財政課長に伺いをさせていただきます。この基本計画における目標としての検証について、基本計画には目標数値が掲げてありますが、この目標に対して検証というのは行われているのでしょうか。また行っている場合は、いつから行われているのか、説明を求めたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

目標値については、令和5年度を目標年度としまして設定をしておりますために、毎年度の指標の確認・検証は行っていませんでした。ただ、令和3年度分からになりますけれども、本年度からは年度ごとの指標の状況を確認するとともに、検証シートを用いた検証を行っております。

○4番（福本 悟君） 今回は子どもたちの交通安全・防犯関係ですので、この指標の検証については、ここで止めさせていただきたいと思いますが。ただ検証については、やはり毎年やるべきかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それと冒頭の、先ほどの内閣府の交通安全白書の中に、やはり時間帯の事故といますか、小学生の事故では午前7時と午後3時から午後5時まで、それと特に1年生が多くなっているということです。ここに大変心配をしているところです。

では、次の質問に入らせていただきます。私自身も少し勉強させていただきました。よく通学路の点検をしますということで、いったいこの通学路というのは何か定義か何かあるのかなと思って、その辺あたりをお聞きしたいと思っています。登下校の児童生徒等が通学路で被害に遭うこの交通事故等が依然として発生しておりますが、国が示す通学路の交通安全確保に向けた着実かつ効果的な取組みの推進について、この通学路、普通一般的には通学路というのは自宅から学校までの道のりを示すのかなと私自身考えておりますが、この通学路の定義がありましたら、説明を求めたいと思います。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

通学路につきましては、各学校でPTAや地域の関係団体と危険箇所を確認し、安全性を考慮した上で、学校長が通学路を決定します。その後教育委員会に御報告をいただいています。

○4番（福本 悟君） ただ今、本田課長から最終的には教育委員会へ報告をいただきますということです。では、この子どもさんたちの一人一人、この通学路について把握しているというところで理解していいですか。

○学校教育課長（本田恵美君） 各学校大まかに把握しております。

○4番（福本 悟君） この通学路ですけれども、2つの種類があります。1つは学校長学校指定の通学路、それとあと1つは法指定の通学路。今話をしているのは学校指定の通学路ということで話をしています。この学校の指定の通学路というのは、まずは児童生徒の安

全を第一に、学校長が保護者や地域と協議の上決定したもので、集団登校する学校ならば、集合場所から学校までのルートとなります。学校は年度当初、その学校指定の通学路を定めて、教育委員会へ報告する、というところで。本町は、集団登校というところでいいですか。それとも学校それぞれ、ここの学校はそれぞれと、ある学校は集団登校しますと、ばらばらでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 小学校については集団登校になるかと思いますが、中学校については個別になるかと思っています。

○4番（福本 悟君） 本田課長、よくわかりました。御船町の小学校においては通学路は集団登校します。中学校は各々ところですね。先ほど言いましたように、児童生徒の安全を第一に考えるというところで、通学路は指定をしてあるということを理解をさせていただきました。

では、次の質問に入らせていただきます。通学路の、毎年行われています定期点検ですが、なぜ今回、この質問に至ったかというのは、やはり毎年この点検は秋口かなと思いますけれども、実施をされておりますが、よく区の会合に行きますと、PTAの方からやはり要望があるんです。学校のPTAの方が点検などにも、ここをどうしてくださいますとあるものですから、再度通学路の点検方法について伺いをさせていただきたいと思います。

毎年、通学路の安全点検を実施されておりますが、この点検方法について説明を求めたいと思います。また、令和元年の第8回定例会12月会議において、点検者の役職とか人数を説明をしていただきました。では、令和3年度、前年度の点検者の役職、参加人員についても、併せて説明を求めたいと思います。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

通学路の点検方法につきましては、毎年通学路安全点検を行っております。まず、各学校において危険箇所の把握調査を行います。その後委員会に報告があります。その報告を受けまして、警察、道路管理者、交通安全担当者及び学校教育課職員で事前協議を行った後、各学校、PTA、交通指導員を含め現地にて実際歩いて調査を行っているところです。

令和3年度の通学路安全点検には35人が参加しています。役職としましては、御船警察署交通課の職員、上益城振興局土木維持管理調整課の職員、教育長、学校教育課の職員、建設課の職員、総務課職員、地域の交通指導員、場所によっては区長さんの参加もあつて

おります。

○4番（福本 悟君） 点検の方法については、以前報告いただきましたので、あまり変わっていないかなと思いました。

では、この通学路の安全点検を受けて、安全対策の優先順位と財源等の関係で、この当該年度を見た様のものについて、その事業実施に向けて、どのように計画を進めていかれるのか、説明を求めたいと思います。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

安全点検終了後、関係機関により確認作業を行います。現年度の予算の範囲内で対応が可能なもの、新年度に予算を要求するもの、早急に対応が必要なものなど、対策を協議します。協議の結果は町のホームページに掲載しています。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長からホームページで公表していますということで、実はこちらの昨年の通学路安全点検の結果をプリントアウトさせていただきました。非常に見にくいですね。もうちょっと改良の余地等はないんですか。

○学校教育課長（本田恵美君） 以前掲載していたものについて、わかりにくいというお話がありましたので、また修正したものを掲載しておりますので、現在はまた変わったものが載っているかと思います。

○4番（福本 悟君） それでは、これは毎年、年度年度公表ということでもいいですか。それとも最近公表されているのかなと思うんですけれども。以前からずっと毎年年度年度公表されていたのですか、通常、点検の結果というのは。

○学校教育課長（本田恵美君） 令和2年度から掲載をしておりました。

○4番（福本 悟君） 令和2年度から確認をさせていただきました。これはやはり毎年毎年公表していく必要があるかなと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

関連ですけれども、この通学路の安全点検者、この1人として、今地域のほうからは交通指導員の方が参加をされていると思いますが、この交通指導員さんとは別に、やはり地域の在住者で最も地域に精通された区長さんがおられるかと思いますが、この区長さんに参加していただくという考えはどんなでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

昨年度は場所によっては区長さんの参加もあっておりますので、柔軟に対応していきたいと思います。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長から柔軟に対応させていただくということですので、今後とも交通安全確保に期待をしたいと思います。併せて、やはり点検というのは大人目線での点検かなと思うんです。そこにやはり子どもたち自身の何か、子どもの目線というものも一つ取り入れていただくと、さらにその対策がよくなるのかなと思って、それはまた検討していただければと思います。

では、次の質問に入ります。登下校時の交通ルールについて伺わせていただきます。小学校に入学すると同時に登下校時に1人で道路を歩くことが出てくると感じております。この交通事故等を防ぐには、まずは基本的な交通ルールを守ることが大切であると感じております。しっかり止まって左右を確認することや、車が見えにくい場所での横断の方法など、登下校時の交通ルールはどのように指導されていますでしょうか。小学校、中学校に分けて説明をいただきたいと思います。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

まず、小学校は年度当初交通安全教室を開催しています。御船警察署の職員であったり、教職員が、低学年につきましては道路の歩き方や交差点、横断歩道の渡り方などを指導します。高学年につきましては、自転車の乗り方や自転車についての交通ルールを学びます。

中学校につきましては、年度当初に自転車の安全点検を教職員が行いまして、その後御船警察署の署員による交通指導教室を行っております。

○4番（福本 悟君） それぞれの学校において、登下校中、何か決められた通学の仕方ということで、ルール、そういうのは各学校ごとで定めてありますでしょうか。なければいけない結構です。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

各学校一定のルールを児童生徒に伝えてあります。道路の左側に歩道がある場合は歩道のあるほうを歩くようにとか、歩道のない道路では、道路の端のほうを一列になって歩くなど、安全なほうを歩いていくように指導しております。

○4番（福本 悟君） 先週の1週間、月曜から金曜まで、朝と夕方子どもたちの見守りを見てきました。朝から本当に子どもさんたちの元気なあいさつをいただいて、一日の力をもらったと思います。そういう中で、今それぞれの学校のルールについて伺いをさせていただきました。今、課長から答弁をいただきました。歩行中の基本的なルールということで、通常は歩道、路側帯があるところは必ず歩道、路側帯を歩くとか、信号を守るとか、いろ

いろなルールがあると思いますけれども、見る限り左側を通っている子どもがいるような感じに見受けられましたので、ここは建設課長にいいでしょうか。通常私が小さいときも「車は左、歩くのは右側ですよ」というのを教わってきたんですけれども、法律的に何か定めとかありますでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 法律といいますと、一応道路交通法で、基本的には歩行者は、先ほど言われたように、歩道があるところは歩道を歩くとなっております。また歩道のない道路については、道路の右側端を通行しなければならないという規定がございます。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるとき、またやむを得ないときは道路の左側端に寄って通行することができると、一応法律の定めはございます。

○4番（福本 悟君） 課長、ありがとうございました。今、道路交通法について説明をいただきました。基本は、道路の右側に沿って通行しなければならないということで、理解をさせていただきました。

次に、登下校中の見守り活動、通常よくPTAとか交通指導員、民生児童委員協議会の方、青少年の方、朝から会うんですけれども、そういう見守り活動の現状はどのようになっていますでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 議員がおっしゃるとおり、本町においても、見守り活動については、PTA、交通指導員、老人会、民生委員・児童委員、地域住民、青少年健全育成のメンバーの方々が登下校の見守り活動を行っておられます。

○4番（福本 悟君） では、次の質問ですけれども、次は、ボランティアの見守り活動、仮の名前をつけていますけれども、通学路等ボランティアで行う見守りの活動状況です。実は、地域のPTA会長からよく声をかけていただきます。朝からは、今課長から説明がありましたように、PTAの方が学校まで送迎されるとか、あと交通指導員の方とか、青少年健全育成の協議会の方とか立番をされています。ひとつ心配されるのが、帰りの時間です。帰りはほとんどその要所要所では見かけてないということで、ひとつ、この通学路のボランティアという組織が他町でありましたので、この保護者とか警察官、地域住民とか一緒に見守りをいただければ、これは最大の防御活動になると思いますので、本町において、このボランティア的な見守り活動はどんなでしょうか。行っておられますでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 通学路等のボランティアによる見守り活動についてなんですけれども、個人的に地域の交差点などに立って子どもたちの見守りを行っておられる方は

実際いらっしゃいます。子どもたちの通学に合わせてウォーキングなどを行っていらっしゃる方もおられます。

○4番（福本 悟君） これは他町の例なんですけれども、教育委員会、学校のほうから、このボランティアを呼びかけられて、例えば登下校時間に、地域の交差点の横断の見守り、それと今言われた登下校時間では自分の散歩とかウォーキングを、その時間帯に合わせて子どもたちを見守ると。あとは自宅前で子どもたちに声をかけるとか、そういうのを募集をかけていられるところもありますので、こちらも参考にさせていただければと思います。

このボランティア関係は、学校保健安全法の第30条になるかと思います。地域の関係機関との連携ということで、これはあくまでも努力義務ということで、あとで参考にさせていただければと思います。

次に、子ども110番について伺います。この子ども110番の家については、子どもが身の危険を感じたときに助けを求めて駆け込むところとされておりますが、本町におけるこの子ども110番の家の設置状況、併せてこの設置の主体、所管について説明を求めたいと思います。一番わかるところで、直近で、その設置状況について説明を求めたいと思います。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

まず、設置状況につきましては、御船小学校が80カ所、滝尾小学校が12カ所、七滝中央小学校が28カ所、木倉小学校が9カ所、高木小学校が28カ所、小坂小学校が2カ所、計の159カ所となっております。設置の期日につきましては、令和3年の3月末で調査しております。今後、今年度も設置の状況については調査をしていく予定としております。

また、設置の主体は青少年健全育成町民会議の各支部で設置を行っているところです。所管につきましては、社会教育課となっております。

○4番（福本 悟君） 今、緒方課長から説明いただきました。各学校において多いところでは80、少ないところでは2件ですか。これはまず家の了解がないとできないものですから、この数についてはちょっと難しいところがあるかなと思います。ただ、この目的が、子どもたちの安全・安心からということですので、それぞれ青少年育成会議が設置の主体とありますが、社会教育課と連携して、今後も進めていっていただきたいと思います。

それでは、この子ども110番の家に実際子どもが身の危険を感じ助けを求めたという事例、学校教育課長聞かれていますでしょうか。過去3年ぐらい何かありましたらお願いします。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

声かけ事案によって、コンビニに逃げて助けを求めたという事例は把握しておりますが、子ども110番の家に助けを求めた事例は特に上がってきておりません。

○4番（福本 悟君） はい、わかりました。

次に、この子ども110番の家の要件、どういうものがこの子ども110番の家になって、子どもたち児童生徒への周知方法、併せてこのマップの作成について説明を求めたいと思います。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

子ども110番の家の要件につきましては、特段定めはありませんが、子どもたちがやはり駆け込んで対応していただかなければなりませんので、在宅時間の長い家や商店、会社などに依頼する場合があります。

児童生徒への周知方法につきましては、児童集会等で周知を行っています。また、青少年健全育成各支部が児童生徒に子ども110番の家を訪問したり、一緒に看板設置に行き場所を把握したりしています。マップの作成につきましては、学校によって作成されていますが、現在七滝中央小学校と高木小学校が作成してあります。

○4番（福本 悟君） 私自身も、この子ども110番というのを、以前はよく頭の中に入っていたんですけども、すみません最近では忘れているという大変言葉が悪いんですが、子どもたちの安心・安全のためにどうにか活用をしていかなければならないということで、再度少しお勉強をしているところです。今、緒方課長からの答弁の中に、青少年育成のメンバーと児童生徒が110番の家の訪問を行ったり、一緒に看板の設置に行き、場所を設置されていると、本当に素晴らしいですね。初めてこういうことを知りましたので、こういうことを、あとほかの小学校に普及していただくと、さらなる防犯環境の対策が取られていくかなと思いますので、お願いをしたいと思います。

では、次に通学路の安全確保に向けた町の取組みについて、伺わせていただきます。町の最上位計画として第6期の御船町総合計画の策定から2年が経ちました。この基本計画の中に安心して生活できる社会の構築を掲げ、通学路の安全確保に向けた取組みの実績と今後の予定について、説明を求めたいと思います。ソフト面、ハード面の両面から説明をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

これまでの実績としましては、国道及び県道関係の対応につきましては県の土木維持管理調整課及び警察署において、横断歩道の白線の引き直し、歩道のない道路のカラー舗装の施工など対応を行っていただいております。町道については、建設課において同様の対応をいただいているところです。

ソフト面においては、登下校中に併せて、スピード違反の取り締まりを警察署で行っていただいております。警察署のパトカーや地域防災係の青色のパトカーによるパトロールなども行っています。

今後の整備予定については、町道上迎町牛ヶ瀬線、みすみや薬局から平成音大のほうに向かう町道ですけれども、速度規制の標識の設置と減速を促す路面表示を警察署により今年度実施していただく予定です。

また、滝尾小学校と下鶴橋の間の歩道につきまして、令和5年度以降、歩道拡張工事を県で予定されています。町道につきましては、高山中央線の道路拡張に合わせて歩道の設置を考えております。そのほか、町のホームページに掲載しております。

○4番（福本 悟君） 次に、町内の学校において、通学路に歩道が整備されていないところを、全部上げると数は相当ありますので、学校から半径500メートルぐらいで、歩道が整備されていない通学路の現状はどのようになっていますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

歩道が整備されていない通学路は、御船小学校と御船中学校の間の町道と、高木小学校周辺及び小坂小学校の周辺が歩道の整備がありません。

○4番（福本 悟君） では、今の課長の答弁を踏まえて、3カ所課長の説明をいただきましたので、学校から約500メートル程度の歩道が整備されていない通学路の安全対策として、よく最近県道にカラー舗装がされています、滝尾とか上野とか。この間の議会報告会で出ましたけれども、緑の舗装をグリーンベルトと言われているけれども、その整備について伺いをしたいと思います。

全ての通学路に歩道の整備、これは理想でありますけれども、道路の形状により歩道の設置が困難であることは十分理解をしているところです。子どもたちが安心して学校に通える環境を作ること。歩道の設置が困難であれば、学校周辺を重点的に歩道に代わる、1つの例としてこの緑の舗装、グリーンベルトによる整備も安全対策の1つと考えますが、この緑の舗装による整備について考えを伺わせていただきます。

○学校教育課長（本田恵美君） 教育委員会としましては、歩道のカラー舗装については、運転者の視覚的な注意喚起となると考えます。歩道の設置が行えない場所については、歩道に代わる緑の舗装、カラー舗装、それを含めた安全対策について関係機関と協議してまいりたいと思います。

○4番（福本 悟君） 今回、この緑の舗装について、なぜこの緑の舗装かについては、先般、令和2年度本定例会において、スクールゾーンの指定について伺いをさせていただきました。これについては、前の本田教育長からしっかりとした答弁をいただきましたので、これはもう進んでいるものとして、今回あえて、この緑の舗装の提案をさせていただきました。今課長から関係機関と協議してまいりたいと。予算は学校にはなかったかと思います。多分これは建設課ですか、よろしく担当課から訴えをしていただきたいと思います。

それでは最後に、町長に伺わせていただきたいと思います。昨今、登下校中の児童生徒等が通学路で被害に遭う交通事故等が増加したように感じております。繰り返しになりますが、最近ではこの日本全国に18都道府県、23自治体宛てに小学生脅迫メールが送られる非常事態が発生をしております。また、本町の通学路においても、危険が潜む箇所があるのではないかと大変不安を感じているところです。

町長に伺わせていただきます。この通学路の交通安全・防犯対策として、児童生徒の登下校時の安全を確保するための防犯カメラの設置については、令和元年度12月会議の一般質問に対する答弁、また第2期の御船町子ども・子育て支援事業計画では、地域等からの要望、要請により推進していくとありますが、犯罪抑止や安全・安心のまちづくりの観点から、これは町が計画して、設置を推進していくべきと考えていますが、町の方針を伺わせていただきたいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

最近の防犯カメラの性能も高くなり、暗い場所や動きのあるものでも鮮明に映し出すことができる高性能カメラが増えてきております。防犯カメラは私たち生活を便利にする反面、使い方を怠ると予期せず他人のプライバシーを侵害してしまう可能性もあります。

この世の中、子どもたちの通学時における安全・安心な防犯体制を強化する手段として防犯カメラは有効なものだと認識をしております。第6期総合計画の基本計画の中で、防犯、防災、交通安全体制の充実を掲げています。さらに施策の方向として、安心して生活できる社会の構築に向け、防犯の未然防止に努めていくことも考えの中にあります。

今後、実施計画の中に主要な交差点などへの防犯施設の整備を位置づけるとともに、引き続き地域での見守りの協力をいただきながら、町全体で子どもたちを守っていくことを、ともに町民の安全・安心な環境整備に努めてまいります。

○4番（福本 悟君） ただ今、町長から防犯カメラについては、子どもたちの通学時における安全・安心な防犯体制を強化する手段として有効なものとし、今後、実施計画の中に主要な交差点などへの防犯カメラ等の防犯施設の整備を位置づけ、町民の安全・安心な環境整備に努めていくという見解をいただきました。これも住民の声を、町長は耳を傾けていただいたのかなと感じております。

今後の防犯、防災、交通安全体制の充実に期待して、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（池田浩二君） これより、1時15分まで休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時15分 休 憩

午後1時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○10番（田上 忍君） 10番、田上忍です。先般通告していた内容について質問いたします。

御船町には3つのインターチェンジがあります。全国を見ても、3つある町は少ないと思います。このインターチェンジをいかに活用するかが、町の活性化につながってくると思います。

そこで、御船町にある3つの高速道路のインターチェンジの活用について質問します。

個別質問は質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の御船町にある3つの高速インターチェンジの活用について、お答えをいたします。

御船町は熊本及び九州のほぼ中央に位置しており、九州縦貫自動車道、九州中央自動車道の2本の高速道路が縦横に走っています。他町に類を見ない3つのインターチェンジ及び主要幹線となる国道2本を有する本町は、その交通利便性を生かすことに連鎖して、農業や商工業、観光業など多様な産業が活性化する可能性を秘めております。

九州縦貫道に接する御船インターチェンジは、広大な平地と国道445号に連結しており、

以前から産業拠点として期待をされております。小池高山インターチェンジは、国道443号への連結と宮崎方面への展望があることから、製造、運輸業の立地に期待があります。上野吉無田インターチェンジは、県道田代御船線に連結しており、吉無田高原へのアクセス向上や中山間地域への移住定住の期待があります。

この3つのインターチェンジ周辺の可能性を最大限に引き出すため、アクセス道路となる町道の改良工事を進めており、企業誘致、交流人口の増加、移住定住につなげていきたいと考えています。今後も、3つのインターチェンジを活用し、第6期総合計画の基本理念である「人をつなぐ、魅力をつなぐ、未来へつなぐまちづくり」を積極的に進めてまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○10番（田上 忍君） 今の町長答弁を聞いておりますと、移住定住だ企業誘致だと、期待することはたくさんということで答弁がありました。しかし、今御船町の3つのインターチェンジの周辺は、全て農振がかかっていますよね。だから、この農振を外せるのか、農地転用ができるのか、そこが一番の課題ではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、御船インター周辺の農地につきましては、基盤整備済農地また10ヘクタール以上の1団地のため、農振農用地区域であります。農振法上の1種農地ともなっており、生産性の高い優良農地でありますことから、今後とも農地として利用していくことが基本であると考えます。しかしながら、具体的な開発計画があり、申請の相談があった場合は、農振法及び農地法の要件を確認し、除外要件に該当した場合には開発は可能となります。

次に、小池高山周辺の農地につきましては、多面的機能支払交付金の対象農地が広がり、農振農用地区域に指定されております。また、インターチェンジ出入り口から半径300メートル以内の農地は、農地法上3種農地に指定されております。しかしながら、土地利用についての具体的な開発計画があり、申請の相談があった場合、農振法上及び農地法上の要件を確認し、除外要件に該当した場合には多様な開発が可能となります。

次に、上野吉無田インター周辺の農地につきましては、中山間地域等直接支払交付金の対象農地が広がっており、農振農用地区域に指定されております。また、インターチェンジ出入り口から約300メートル以内の農地は、農地法上3種農地に指定されております。こちらもしかしながら土地利用につきましては、具体的な開発計画があり、申請の相談が

あった場合は農振法及び農地法の要件を確認し、除外要件に該当した場合には多様な開発が可能となります。

○10番（田上 忍君） 今の答弁を聞きますと、いろいろ条件はあるけれども、何とかすればできるということで今理解しました。

あともう1つここで聞きたいのは、御船インターです。コストコができて、この周りに今幾つか企業ができております。それ以外の土地で、実際の持ち主の方というのは、例えば売りたいとか、もう農業ではなくてほかのに何かしたいとか、そういうことをしたいという、そういう情報とかは得られていませんか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 私ども農業振興課におきましては、農地の保全等を一番に考えるところでございます。地域の方々とお話をする中で、高齢者の方、若い農業者の方、いろいろおられますが、売りたいという農業者の方もおられれば、いやいや今から先農地集積等を行って、農業を行っていきたいという声のほうが多く感じております。

○10番（田上 忍君） 私もいろいろ情報は聞いておりますけれども、後継者がなかなか難しいとか、自分の息子にはこういう農業をさせたくないとか、そういう方もいるように思います。できればそういう情報も、町でいろいろ蓄積していったって、何か企業誘致とか来た場合にはこういうのがあるよということを出せるような、そういうデータベースというんですか、そういうものを作っていければどうかなと思います。

では次、御船インターの活用についていきたいと思います。ここにコストコができました。そして、その周りに幾つか企業も来ております。コロナになる前にこのコストコが来た後、このコストコに来たお客様をいかにして御船町に回遊するか、これを考えておられたと思いますけれども、その回遊というのは実際はどうなんでしょうか、できているのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

コストコが立地するときの計画にはなるんですけれども、平日は1日6,000人程度、土日、祝日は1万人を超える来客者が推計されています。コストコに対してレジ稼働数等をお尋ねしましたけれども、明確な回答はいただけておらず、また何人が町内の店舗等へ回遊しているのか、把握する術がないのが実情です。

○10番（田上 忍君） 確かに難しいかと思います。今は、土日1万人以上来ているということです。このお客さんをいかに御船に呼び込むか、これが一番の課題だなと思います。

今後、何か対策を練る上では、このあたりを解析するのが一番ではないかと思うんですが、このあたりは何かできる方策はないのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えします。

確かにおっしゃるとおりです。人の動きを把握する手法につきましては、公益財団法人九州経済調査協会がデータ提供するお出かけウォッチャー人流モニターで把握することができます。これは、スマホ等の携帯端末アプリを利用している人が、どこから来てどこへ行っているのかがわかるもので、今年度契約を締結しております。この提供データを使用しまして、町内の回遊ルートを解析することができますので、今後の施策に生かしたいと考えております。

○10番（田上 忍君） ということは、今後については、何か新たな政策を施していくということで、今後に期待したいと思います。

今までも回遊ということは、私は前の議会からずっと聞いております。たしか前の課長もそうだったし、その前の課長も言われていました。「もうこれは御船は大概にぎわうばい」と私は思っていたんです。そして、御船に来た人が、そして吉無田高原だとか、いろいろなところに行かれると私は思っていましたけれども、実際どうですか。この辺の事務引き継ぎとかはちゃんとできているのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

事務引き継ぎは行っております。平成26年4月に恐竜博物館がリニューアルオープンしまして、年間10万人を超える来場者がありました。この来場者を町内の店舗等に回遊させるため、観光協会それから商工会と連携し、街中ににぎわいをもたらし、経済効果、雇用促進につなげていくという方針のもと、具体的には周遊チケットという化石発掘体験付きの昼食券を販売したり、飲食店等へ土日に営業していただくような働きかけをしたりなどの取組みを行っております。

一方で、平成28年には、観光協会が一般社団法人化し、行政ではできない観光振興を担っていただき、交流人口の拡大に力を注いでいただいています。また、コストコからの町内回遊を促す誘導策として、コストコからの出入り口となる国道445号交差点への観光案内サインの設置や、コストコレシートラリーを実施しています。今後は、コストコからの回遊を増加させるというコストコ依存の仕組みだけではなく、逆に本町の店舗等に立ち寄っていただいた後、ついでにコストコへ行っていただくような本町の店舗等がメインの仕

組みづくりを検討していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） ちょっとまあ、言葉がいいかどうかわからないんですが、ついでにコストコに行く、まあそうおっしゃらずにですね。でも、そうではなくて、コストコに1万人来ているんだから、やはりこれと呼ぶのが早いんじゃないかと私は思います。今までやった周遊チケットとあったのですが、それについてもう一回詳しく説明してもらっていいですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

周遊チケットにつきましては、博物館入館や化石発掘体験付きのお食事券または入浴券でありまして、平成29年度から実施をしております。華ほたるが営業を辞められた後は、お食事券のみの販売となっております。販売の実績につきましては、平成28年度が256枚、平成29年度が860枚、平成30年度が1,100枚、令和元年度が909枚となっております。令和2年、3年度につきましては、コロナの影響がありまして自粛をしております。

○10番（田上 忍君） 今数値を聞きましたけど、回遊しているというか、そこまでの人数にはなってなかったような気がします。もっといろいろ考えないといかんかなと思います。

それと、たしかコストコのレシートラリーということで、大々的にやっていましたよね。そして我々もとても期待していました。多分御船町の飲食店とか、そういうところも期待されていたかと思います。コロナの影響もあったかと思うんですけども、実際、まだこれは、たしか議会でもどうだったかという検証報告はなかったかと思うんですが、この辺をわかったら教えてください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

この事業は、コストコがオープンしました令和3年度に実施しております事業になります。チラシやポスター、のぼり、ステッカーの作成、それからラジオや新聞、市電、インターネット等での広告、それから申請の受付などの業務を一括して委託契約をしております。この事業に協力いただいた店舗は33店舗でした。

事業の概要は、コストコと御船町の店舗等で購入したレシートを添付しまして、SNSのラインもしくは郵送等で募集をしていただきまして、抽選で豪華賞品が当たるというもので、令和3年4月から令和3年7月27日までの期間で実施をしております。

応募数は340組、加盟店への来店数が271組、消費金額が約55万円となっています。コストコから町内の店舗への回遊を試みましたが、期間中のほとんどがコロナまん延防

止重点措置期間中で思うように回遊や消費額は伸びませんでした。約270組の方がコストコから御船町の店舗等に回遊していただいておりますので、一定の周知にはつながったのではないかと考えています。

○10番（田上 忍君） 私も確かにより取組みだと期待していました。でも今の数値を聞くと、成功だったか失敗だったか何とも言えないところだなと思います。

先ほどのモニタリング調査ということで、今度新しく取り組むということだったのですが、ちょっと私具体的にまだよく理解できていないので、この辺についてもう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

この調査はスマホ等の携帯端末の位置情報を利用して、あらかじめ地点登録しました場所の人流を計測するもので、標準使用では5カ所まで設定することができまして、有料で地点登録を追加することも可能です。地点登録した場所に、どこから人が来ているのか、また登録した2地点間での人の動きが計測できます。事前の相談によりまして、コストコ側から地点登録の了承を得ておりますので、この調査によりコストコから恐竜博物館やふれあい広場へ移動した人、またはその逆も計測することができます。登録地点はコストコ、恐竜博物館、ふれあい広場、八勢目鑑橋、緑の村の5カ所になります。

○10番（田上 忍君） ということは、まずはこのモニタリング調査ということですね。それを踏まえて、その後何か考えていくということだと理解しました。今、こういう調査も含めて、今後どのようにしてコストコに来たお客さんを御船町に回遊させるか。これは何か考えが今あったら、教えてください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

コストコの前を通るたびに止まっている車の数に驚かされています。この来店者の数を見ますとコストコから町内へ回遊させる手はないなと感じているところです。町内の施設で集客できる施設といいますと、恐竜博物館かなと感じています。まずは恐竜博物館あるいはすぐ横の観光交流センターに呼び込んで、そこから町全体へ回遊していただく仕組みづくりを行っていきたいと考えております。

また、先ほど説明しましたモニタリング調査によりまして、ある程度の人流が見えてきますので、商工会や観光協会と情報を共有しながら、交流人口の拡大につながる方法を考えていきます。

○10番（田上 忍君） 今、商工会と観光協会と情報共有しながらとありました。私自身が理解できてないのかも知れませんが、どういう情報の共有をやっているんですか。本当にできているのかなどうかなと、ちょっと私もわかってないんですが、情報の共有のやり方というのはどういうふうにやっていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

先ほど説明しましたモニタリング調査によりまして、コストコから恐竜博物館、それからふれあい広場や緑の村等に行かれたお客さんの数というものがあらかじめ見えますので、そういったデータを商工会あるいは観光協会と情報を共有しまして、こういった人の流れなので、どういうふうにしていきましょうかということで、連携ができればと考えております。

○10番（田上 忍君） 商工会にもたくさんの役員がおられます。その中で、例えばこういう回遊をやると町は考えているんだよというところで、向こうにもそういう担当の委員会とか、何とか、そういう担当者とか、受付の窓口とか、そういうこともこれからはできていくのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） 申し訳ありません、最初の部分が聞き取れませんでしたので、もう一度お願いいたします。

○10番（田上 忍君） 町がこういうことをやりたいよと思っている。情報共有もやりたいよ。できているよと。ただ単に話すだけではなかなか具体的ににならないと思うのです。だから向こう側、要するに商工会側にもそういう窓口とか、そういう担当の役員なりがやっぱりいないといけないと思うんです。その辺をどう考えてますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

確かに、商工会等にも窓口が必要かなと思われま。商工会の中には理事会等がありますので、そういったところを活用しながら、どんどん情報共有を図りながら行っていければと考えています。

○10番（田上 忍君） 私も昔商工会の理事をやっていた経験がありますが、なかなかそういう理事会と一緒にやったって、なかなかできないと思います。いわゆる何人かの、もうこうやって、回遊というところで一緒に何かやろうよという、やはり担当者をぜひ決めていってほしいと思います。これからやる施策だから、商工観光課長からこういう人を作ってよと言えばできるかと思うんです。相手の商工会もそうだし、観光協会もそうだと思

ます。ぜひもっと密に本当に情報共有できるような体制を作ってやってもらえればと思っています。

続いて、先ほどから答弁を聞いていますと、御船町の施設では、恐竜博物館が一番お客さんが来ているように思います。もっとこの博物館を活用する取組みというか、この辺を考えたかどうかと思うんですけど。私が思うのは、さっきコストコのレシートラリーがありました。コストコのレシートを持っている方は、恐竜博物館に来たら無料で観覧できるとか、そういう考えとか、そういうのは考えつかないんですかね。どうでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

確かに本町の施設では、博物館の来館者が最も多いかなと認識しております。したがって、博物館を起点に、あるいはすぐ隣の観光交流センターを起点に町内へ回遊させる周遊チケットなどの取組みを実施しているところです。

田上議員がおっしゃいました博物館の観覧料を無料にするという取組みにつきましては、無料にするというのはちょっと難しいかもしれませんが、無料にした分を補填するとか、いろんな方法が考えられますので、教育委員会等としっかり協議をしながら、仕組みづくりを考えていきます。

○10番（田上 忍君） 今、教育委員会と協議しながらと言われました。社会教育課長はどうですか。恐竜博物館をコストコから来た人は無料にすると、そういうことはできますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

無料というのは難しいところはあります。コストコだけを優遇させるというものではありませんので、ただ、だったら無料ではなくて割引をするとか、いろいろな方策もあると思いますので、コストコに1万人来られるというのを、こちらに呼び込めるように、情報の発信とか、いろいろ商工会、観光協会とも連携はとっていきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） ぜひ、連携はとってほしいんですが、たしか今回の予算に恐竜博物館無料の日というのが何かできるとなっていましたよね。そういう案内をコストコに、例えばドンと看板出すとか、そういうのはできないのでしょうか。看板というのではなくて、安いものでいいじゃないですか。ポスターなりを貼るとか、そういうのはどうでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

無料の日というのは、町内在住者の方に限った無料ということで、限定でしております。

す。

○10番（田上 忍君） 今、町内在住ということだったのですが、町長、これもやはり御船町を活性化するためには、いかにコストコに来た人、土日1万人、そして平日だってたくさん来ています。そういう方を呼ぶには、やはり生かすためにはお金を使わないかんと思うんですね。だから、どこからかそういう予算を組んで、そういう、やはり今日は無料だからと、1回来ればまた見に行きたいと僕は絶対なと思うんですよね。その辺はいかがでしょうか。町長、何か考えはないですか。

○町長（藤木正幸君） 御提案いただいていることに感謝申し上げたいと思います。私といたしましては商工会とか観光協会とか、私たちが行えるのは、一過性のイベントにおいて、人を呼んで、それを周遊させるということが今主に考えられております。しかしながら、元はといえば魅力ある施設を御船町に多く造り、また商工改革、個人事業者がデータを利用して魅力ある店舗を開発する、お客さんが来る仕組みを作るというのが一番大事なところだと思います。

そういった形で、一人一人が前に向けるように、またイベントにおきましても、皆さんが揃ってそこから周遊できるように、ともに話を進めてまいりたいと思います。その中において、やはり減免とか無料というところも出てくると思います。その辺はいろんな機関が協力し合いながらできるところは進めてまいりたいと思います。

○10番（田上 忍君） ぜひ、ここも検討して行ってほしいと思います。検討ではいけないですね。実行して行ってほしいと思います。

最後になりますが、この御船のインターチェンジです、この周辺には数件の企業がこれから立地されていきますが、このあたりを今後どのように活用していくかについて、何か今ありましたらお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

第6期御船町総合計画及び復興計画に基づく土地利用構想では、当該地区は産業振興エリアに位置づけています。御船インターチェンジ周辺という地理的優位性があり、企業誘致により雇用創出、定住促進、税収増加などの波及効果が見込まれる地域でもありますので、民間開発などの短期的な手法に加えまして、都市計画を含めました中長期的な土地利用の手法の検討が必要であると考えております。

○10番（田上 忍君） 産業振興エリアということですね。今後期待していきたいと思います。

続いて、小池高山インターチェンジの活用について、どう考えているのか尋ねします。
今、たしか造成をやっていますよね。そういうのも含めて、今後の予定等があれば教えてください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

小池高山インターチェンジ周辺では、令和3年2月に壺工芸社が立地しまして、熊本交通運輸株式会社及び株式会社平島が準備を進めています。そのほか高速道路へのアクセスがよいことから、特に物流業からの問い合わせを多く受けているところです。

しかし、農地による開発には、法手続に期間を要することから、短期間での立地を希望する企業が断念をするケースが多く見受けられております。

○10番（田上 忍君） いろいろ土地的にも高低差があつてなかなか難しい土地ではないかと思っています。小池高山インターは御船町だけではなくて、益城町との境目です。ということは、御船だけで考えるのではなくて、益城町ともいろいろ提携しながら考えていくという方法もあるかと思います。その辺どうでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

サントリービール九州工場のように、町またぎで誘致するという考え方もありますし、個別開発による誘致も考えられます。両町の競争といえば競争ということになりますので、歩み寄れるところがないか、検討してまいります。

○10番（田上 忍君） ぜひ、競争というのではなくて、お互いがよくなるように歩み寄りながらやってほしいと思います。今後、この小池高山インターの活用については、どのように考えていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

小池高山周辺は御船インターチェンジ周辺と比較しまして、農地圃場整備がなされておられません。かつ浸水想定区域外であることが有利な点です。また、熊本県内で大きな転機となっています菊陽町への半導体企業T S M Cの立地によりまして、各自治体が競い合つて関連企業の誘致に取り組んでいます。1,700名程度の雇用者に対する居住区の確保も必要ですし、サプライヤー企業を誘致するには既に土地がなく、周辺の地価が高騰しています。企業側とすれば、早期で安価な土地への立地を求めています。菊陽町や大津町などへの立地がかなわなかった企業を受け入れる対応策を検討していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 今回の菊陽町への企業の進出は大きな転機というか、すごい、今のチ

チャンス逃してはいけないと私も思います。嘉島町とか益城町を見ると、いろいろもう今は、何かしらんけど動いていますよね。いろんなところが造成されて、ここは住宅が建つんだ、ここは何が建つんだというのがたくさんあるように思います。

それに比べると、比べていいかどうかわかりませんが、御船町はまだ何も動いてないなと思います。この点どうでしょう、町長、何か考えはありますか。

○町長（藤木正幸君） 企業立地の上でいえば、御船町においてやはり土地の調整が必要になってくると思います。しかしながら利点もあります。この利点を生かしながら、この土地を有効に活用できる方策を、役場一丸となって今調整会議を開きながらしているところです。

一番の利点といいましたら、御船町はオーダーメイドで企業側からの応募に答えられるというところが1つだと思います。土地の利用計画等で縛られた益城町、嘉島町、菊陽町、大津町のところと比べたら、御船町はまだ緩やかでありますので、地権者の御理解をいただきながら、オーダーメイドでできることを突っ走っていきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） ということは、ほかの町にない利点が御船町にあるということですね。今後期待していきたいと思います。

続いて、上野吉無田インターチェンジの活用について考えていきたいと思います。まず、この上野周辺の方から、地域の方から、要望等は何か出ていませんか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

九州中央道上野吉無田インターチェンジは、平成30年12月から供用開始となりまして、3年が経過しております。地域からの要望につきまして、平成29年7月25日付けで、上野インター設置に伴う中山間地域振興策について、と題して陳情書の提出がなされております。

○10番（田上 忍君） では、その中にどういうことを具体的には要望されたのですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

具体的には、1つ目に、上野インター周辺の具体的活用策、2つ目に、上野インター周辺道路の改良・改修、3つ目に、田代東部仮設団地の存続、4つ目に、旧田代東部小学校の有効活用について、陳情がなされております。

○10番（田上 忍君） わかりました。道路については、この後お聞きしたいと思います。

あと、私が把握しておる中では、ここにインターチェンジができたのだから、道の駅と

かそういうのを造れないかと、要するに、お店、みんなが買い物できるところを造れないかという要望も聞いております。例えば吉無田高原にキャンプに来て、そして食材を買い出しに行くのに、近隣に何もないんですよ。今、皆さんはどうしているかといえば、この上野インターを使って益城町まで買いに行っている。御船町通り越してわざわざ益城町まで行ってしまうんですよ。こういうのはとってももったいないなと。だって、御船の高原野菜とか肉とかたくさんありますよね。こういうのを買える場所が何でないのかなと。この辺、情報等は入っていませんか、要望等は聞いていませんか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

道の駅につきましては、国土交通省の管轄でありまして、いろいろ条件があります。国・県道に隣接していたり、駐車台数が何台以上であったりとか、そういった要件がありますので、そういう要件がクリアできれば設置できるのかなと考えております。

○10番（田上 忍君） 私はさっき道の駅と言ったけど、何か買い物できる、そういう何というんですかね、産直市場とか、そういうものが何かあのあたりにできないかなと思うんです。周りを見渡すと、耕作放棄地とか農家を辞めたいとか言う方もおられます。だから、例えばそういうのを造るのだったら、うち畑や田んぼを提供するから、ここに造ってよと言う方もいるんですよ。そういう情報とか、そういうのは入ってはいませんか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えします。

今のところ、道の駅あるいは物産館等を吉無田インターチェンジ周辺に設置して欲しいという要望は、私のほうでは聞いておりません。

○10番（田上 忍君） 地元の方は、商工会の方とはそういう情報交換はやっていて、商工会にはこの間言ったよということも言われています。さっき、課長は商工会とも情報交換は密にしていますと言われます。何かそういうのが、何かちょっと違うかなと。だからもっと商工会とも仲良くなってほしいなと。だから、地元の方は、例えばもう商工会に言ったら、もうそれでいいよと思っているかもしれません。町に言ったらいいよと思っているかもしれません。だったらやはり、みんながそういう情報を共有し合って、そしてやはり、とにかく最終的に御船町に来てよかったなと、吉無田高原にキャンプに来てよかったなと、もう買物はすぐそこでできたよとか、そういう利便性をもっともっと高めていってほしいなと思います。

続いて、あと町長の答弁の中で移住定住ということがありました。中山間部はだんだん

少なくなっていった、空き家も多くなってきているかと思います。移住定住の具体的な策等がありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 移住定住促進に係る具体的としまして幾つかありますが、その中で定住支援員の設置を定める要綱があります。現在1名の方に中山間地域定住支援員として活動していただいております。主に、空き屋・空き地の調査及びバンクへの登録の補助、移住者と地域住民との調整、定住者獲得に向けた施策の立案、こういった活動をされております。

また、中山間地域移住定住促進協議会という組織を独自に設置され、情報交換、意見交換会などを行っておられます。

○10番（田上 忍君） それでは、この上野吉無田インターが開通してどのような利点が生じたと思われますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 地元の方の声として、御船町内はもとより熊本市内や山都町への移動が早くなり、買物や通院など非常に便利になったとか、緊急車両の上野地区への到着が早くなって安心感が増したとか、それから国道445号の交通量が減り、交通安全面でもよくなった。こういった感想をいただいております、生活面では利便性が向上していると感じております。

○10番（田上 忍君） それでは、今後このインターをどう活用していくかについてお尋ねします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

上野吉無田インターチェンジ周辺は、第6期総合計画や復興計画では産業新興エリアに位置づけられております。起伏や高低差が大きく、平坦が少ないという条件はありますけれども、狭い敷地でも立地できる企業を推進するなど、産業振興に取り組んでまいります。

○10番（田上 忍君） あの近辺は高低差もあって、いろいろ難しい条件があるかと思います。あと、そして耕作放棄地とか、そういうのも増えているかと思います。

私も、今空き家バンク等はいろいろ聞いていますが、空き地バンク等、そういうのも何か今あったのですか、どうでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

上野吉無田インターチェンジ周辺につきましては、農業振興地域ですので、空き地バンクを作成するということは法的に困難と考えられます。しかしながら、企業誘致はスピー

ドが肝心ですので、候補地をリスト化するなどの方法を検討してまいります。

○企画財政課長（本田隆裕君） 農地以外の空き地について説明いたします。

移住政策の1つとして、御船町空き屋空き地バンク実施要綱というものが定められています。空き地バンクは町内に空き地を所有する方から申込みを受け、審査の結果、登録した物件に係る情報を公開し、登録物件の見学、交渉等を希望する方に情報提供を行うものです。移住を御検討いただく上での必要な情報源であると考えております。

○10番（田上 忍君） 農地以外は空き地バンクはできると。先ほど河地課長も言われましたが、農地については、じゃあ、候補者リストというか、そういう情報を蓄積するということとはできるということですね。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

上野吉無田インターチェンジ周辺につきましては、農業振興地域ということになっておりまして、基本的に空き地がないということになります。したがって、企業誘致上では、スピードが肝心ということもありますので、意向調査等を行った上で、候補地という形でリスト化するのとは可能かなと考えておりまして、今後検討次第ですけれども、そういったことで進められたらと考えております。

○10番（田上 忍君） そうしましたら、ぜひそうやって耕作放棄地リストとか、そういう形でまとめていって、何か来たときにはすぐ出せるような、そういう体制をとってもらえればいいかなと思います。そして、なかなかこの耕作放棄地だとかいうようなほうにいったら荒れてしまいます。この辺の活用ということで、例えば今荒れたままの草ぼうぼうよりも、菜の花を植えるとか、そういうのはどうでしょうか。そして、遠くから見たら「うわあ、あそこはもう黄色できれいだな」と。そしたらそれを人が見に来るとか、いかがですか。これから国の政策で菜の花の推奨とかも出てきそうな気がしますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 貴重な情報をありがとうございます。私どもも本日、国の施策等情報収集しております。その中で、これからいろんな展開が予想されます。耕作放棄地の抑止を含め、中山間地域の農業生産の向上に大きくつながる施策が出てくるものと考えられますので、関係機関と連携し、情報収集等を進めてまいりたいと考えております。

○10番（田上 忍君） ぜひ、情報の先取りというか、なるべく早くとったほうがいろんな施策ができるかと思えますから、その辺は考えていってほしいと思います。

ちょっと今脇道にそれたんですが、あと空き地バンクの制度の利用状況はどうなっていますか。中山間地域の状況についてお願いします。

○企画財政課長（本田隆裕君） 平成30年11月にこの空き地バンクの制度が始まりまして、それ以来令和4年5月末までに16件の登録がありました。このうち、中山間地域の件数は、上野地区2件、田代西部地区1件、滝尾地区1件となっております。

○10番（田上 忍君） 上野吉無田インターチェンジができて、中山間地域も熊本市内へのアクセスがとてよくなりました。ぜひこの辺をアピールしながら、移住定住を促進してもらえればと思います。

この空き地バンクへの登録物件16件のうち、購入もしくは賃貸契約の実績等がありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 制度開始以来、6件の実績があります。なお、中山間地域の物件については、契約の実績はありません。

○10番（田上 忍君） この契約があった空き地はどのように利用されていますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 空き地の有効活用による都市住民と地域住民との交流及び都市住民の移住促進を図るための制度でありますので、利用希望者には事前に住居の建築をお願いしております。その結果、家屋を新築される方が多くなっております。

○10番（田上 忍君） それはとてもいいことですね。あと、この空き地バンクの利用促進のために何か工夫していますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 対象物件につきましては、御船町移住定住ポータルサイト内にて、写真付きで公開しております。また、都市部での移住相談会において、移住希望者に物件情報を紹介しております。このほか、毎年4月に配布される固定資産税の納付書に、空き地バンクのお知らせチラシを同封しております。

○10番（田上 忍君） 成果は充分に上がっているという認識でよろしいんですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 十分とまでは言い切れません。空き地の購入や賃貸契約の数を増やしていくためには、まず空き地バンクの登録物件を増やしていく必要があります。今後も積極的に、町内における空き家の把握を行って、成果が充分に得られるように努めてまいります。

○10番（田上 忍君） 今後に期待したいと思います。

最初の町長答弁でありました。吉無田高原へのアクセス向上を図るということがありま

した。ということは、道路を整備するということかなと思ったんですが、この道路改良について、今考えがありましたらお願いします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

御船インターを訪れた方たちを吉無田高原まで誘導するという形での道路整備についてですが、まず、地方創生道整備推進交付金を活用しました町道の改良工事を計画しているところです。

まず、御船インター周辺から小池高山インターまでのアクセス道路として、町道小敷田西往還線の改良工事を令和4年度で計画をしております。町道下高野甘木線の交差点の部分からセブンイレブンの高木店の横まで、約180メートル区間を、片側1車線、道路幅員7メートル、歩道2.5メートルを整備する計画となっております。

次に、上野吉無田インターから吉無田高原へのアクセス道路として、町道津ヶ峰浅の藪線の一部と町道上田代線の一部の改良工事を計画しております。町道津ヶ峰浅の藪線は歌野商店前から化石広場入り口三差路までの約3キロ区間において見通しが悪い部分のカーブカットや大型バスが離合しやすいよう待避所を15カ所程度設ける予定としております。

また、町道上田代線につきましては、化石広場入り口三差路から町道吉無田線との交差点までの約2.2キロの区間において、町道吉無田線との交差点の改良、また待避所を7カ所設ける予定としております。全体として幅員5メートルを確保する計画です。交差点の改良におきましては、緑の村方面から上田代線への左折レーンを新設する計画となっております。

また併せて、上野吉無田インター周辺の道路改良ということで、熊本県におきまして県道益城矢部線の宮の本中原神社付近から歌野商店までの片側1車線化の改良工事も予定をされておりますので、より一層の効果が得られると考えております。

○10番（田上 忍君） わかりました。ということは、この道路整備をすることによって観光振興や定住促進などの政策効果を高めることができるということですね。

あと今ありました大型バスを何とか通れるようにすると。今までは大型バスは御船から行けなかったんですよ。上野吉無田インターで下りても、そこから吉無田高原へ行けなかったんです。みんな益城から通っていったんですよね。でも、今度は何かその辺もよくなるようなことで、期待しております。

最後にもう1つだけ、御船町には今ファーストフードやカフェとかそういうのがありま

せん。この辺を何とか誘致できればと思うんですけれども。どうでしょうか。これは誰に聞いたら、町長に聞いたらいいいですか。

○町長（藤木正幸君） 思いは一緒であります。私もいろんなところに、企業へお願いして回っております。やはり町民が集える場所が必要だなと思っております。今後、わくわくする御船町において、やはり御船インターを下りてから、御船町に来る。御船町から高木に左回りで行けるようなV字計画という形で進めてまいりたいと思います。その中において、この先もやはり企業誘致の中において、食事であったりとか町民が集える企業が来ていただけるように努力してまいりたいと思います。

○10番（田上 忍君） 町長からも同じ意見を聞きましてありがたいと思ったところです。ぜひ、今本当御船町で何かお茶しようかと言ったら、どうしても一番近いところはクレアに行ってしまうんですね。だから、やはり何とか御船町でそうやっていろいろお話し合いとか、みんなでワイワイガヤガヤ騒げる、騒げるというても今は騒いではいけないかもしれませんが、集える場所があればいいなと思います。

ということでいろいろ今日聞きました。今後、御船町が最初に町長が言われました、「人をつなぐ、魅力をつなぐ、未来へつなぐまちづくり」を積極的に進めるということで、今後一緒に進めていければと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（池田浩二君） ここで2時25分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時15分 休 憩

午後2時25分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 6番、増田安至です。ロシアによるウクライナ侵略が始まって6月3日で100日を超えました。戦闘の長期化が見込まれる中、世界情勢も大変不安定な状況です。ウクライナの国民の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い終結を毎日お祈りしております。

そういう中、我が国でもSDGsへの認識が高まり、世界全体の温室効果ガス削減のために2030年度に2013年度比26%削減するという目標達成に向けて、国内対策も強化されて

います。町も目標達成に向け努力されていることと思います。その中の1つに化石燃料消費量を削減するための電力量の削減があります。まさに既存の白熱電球や蛍光灯をLED化することによって二酸化炭素の排出量削減につながっていくものと思われています。

町には防犯灯が町管理で111基、地区管理で1,902基、合計2,013基の防犯灯があり、1基当たり平均20ワットと想定したときに、1日10時間点灯したら年間1万3,000キロワットの電力を消費すると推測されます。現在使用している蛍光管は電気料金1基当たり月額300円の消費で、年額に720万円ほど町が負担しております。また蛍光管の光源寿命は8,500時間と言われているので、LEDは約6万時間と非常に長いため、省メンテナンスに向いているとも言われています。

さらにLED化することの一番のメリットは、電気料金が大幅に削減ということで、40から45%ほどになるといわれています。電力各社も定額料金の区分10ワット以下を設定するなど、LED街路灯の復旧が進む中、今後は我が町でもLED化、我が町でもLED防犯灯化を推進していく必要があると思っています。

町長はどのように考えておられるかお尋ねをします。

再質問並びに質問等は質問席にて行います。よろしくお願いします。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の防犯灯の負担軽減についてお答えいたします。

防犯灯対策については、夜間における地域住民の犯罪及び事故を未然に防止し、明るいまちづくりを推進するため、御船町防犯灯設置に関する規則に基づき、町と地域が連携した対応を行っています。具体的には防犯灯の設置及び維持管理は地域が行うものとし、電気料金は町が負担するものとなっています。防犯灯の負担軽減に直接影響を及ぼす電気料金の削減に向け、地域での防犯灯新設の際に、LED器具を推奨しているところです。蛍光灯より明るく省電力で寿命が長いLED器具を活用することにより、その後の維持管理費用の抑制にもつながります。

SDGsの11番目、住み続けられるまちづくりを目指し、今後も地域と共働により安心・安全な明るいまちづくりの推進を図ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） LED化を図っていくということで提案なんですけれども、難じて人口減少はするわ、ますます疲弊した地域に住みにくい。そしてメンテナンスというのが一番ということで、自分が居住しております滝尾地区のほうで、皆さんもそうですけれども、

今から60、70歳になっていくんですけど、そのときにやはりどうしても問題になるのが防犯灯の維持管理ということで、ちょっとお伺いしたんですけど、御船町の防犯灯設置に関する規則というのがあるということを伺っていますけど、これはどういったものですか。総務課が把握されているんですか。

○総務課長（野口壮一君） 平成18年に御船町の防犯灯設置に関する規則というのが制定をされております。内容としては、同規則の第2条の中に、防犯灯の設置及び維持管理は行政区、それから電気料は町が負担するということで規定をしてあります。

○6番（増田安至君） 平成18年度当時の区長さんたちはまだお若かったということもあって、当時こういう規則を御船町との間で作られたということですね。その頃からすると、平成で言えば34年、35年になってくるので、随分時が経って、高齢化も進んだということで、ちょうどその時計台ぐらいの高さにある防犯灯あるいは外灯というのを替えんといかんという仕事を、今区長さん一生懸命やられています。

そこで、区長さんたちからの要望として、これが規則であれば、規則って変えられるのかなって、何か変えるようなことはできるのかなという質問だったんですけど、それはいかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 規則の改正というのは可能であります。今回、増田議員からの質問を受けて隣接自治体等を調べてみました。その自治体ごとに、やり方というのがまちまちでなっております。今後地元の方の御意見あたりも踏まえたところでの、執行部で検討をし、規則の改正等は可能となるかと思えます。

○6番（増田安至君） 安心しました。徐々に時代に合ったやり方に変えていくこともできるということで、安心しました。

先ほど言われた2条ですか、設置及び維持管理は行政区が行うものとし、電気料は町が負担するものとするということで記載されています。これに関して、防犯灯の保守点検等の方法について、具体的に約束事というのを教えていただけますか。

○総務課長（野口壮一君） 保守点検についても、同じく同規則の第3条において、防犯灯を新たに設置しようとする行政区は、区長を通じて防犯灯の新設、修理、移設の申請書を町に提出していただくということになっております。

防犯灯の電球替え、器具の修理などの保守点検については、先ほど答弁しました維持管理の扱いとなりますので、保守点検を含めて行政区で対応していただいているというのが

現状であります。

○6番（増田安至君） もちろん保守点検も含めて行政区で対応ということにはなっているんですけど、非常に最近の機械器具が進化しておりまして、センサーで明るさを判断する。そして機械本体がある。そして電球の球だけがあるという、3段階ぐらいあって、では、このセンサーの部分が壊れたのか、何が壊れたのかというのがなかなか理解できないという区長さんもいらっしゃるので、今後はまた執行部からも、ここは九州電力よとか、ここは誰々が、ここはという、単純に電球の交換だけでは済まないような状況になっているということも伺っておりますので、区長さんがとても困ったとおっしゃるところに、そういう3段階ぐらいの段階があったということでお話をしておきます。

関西電力とかの話で請求漏れがあったり、逆に請求が多すぎたりとかいう問題がございました。うちの規則の中には、一応電灯の種類は原則として電球40ワット以下であるということであってあるんですけど、電力会社によっては今は10ワット以下の契約を少し下げて、少しでもお安くできるような契約になってきているのかなと思います。

そんな中で、電球などを使つての電気代というのはいったいどれくらいで、どういった経緯で増えているのか、減っているのか、お知らせください。

○総務課長（野口壮一君） 令和3年度に町が支払った電気料です。先ほども議員がおっしゃった、発言された内容で、約2,000基で年間約720万円を町で電気料を払っております。過去5年間の推移で申し上げますと、防犯灯の新規設置件数は年間に約50基ほどあります。過去5年間の増えた分と、5年前と比較して、令和3年度は約100万円の増ということになっております。この点を踏まえれば、先ほどから発言していますように、やはりLED化に向けた取組みを推進していけば、その辺の増額というのは抑えられていくものと考えております。

○6番（増田安至君） 年間、平成29年以降、ちょっとお話を伺いに行ったときに聞いたら、年間に50基ずつぐらい増えてきていて、平成29年度からすると100万円以上電気代の負担が増えたということで、先ほど、最初イントロで言いましたように、ウクライナ危機がひどくなって、今後の経済状況も決してよくはならんだろうなという予測が立つ中、先ほど言ったように、うちの規定の中は40ワット以下とするところを、できるだけ10ワット下げて契約していけること。そして、電気料金を少しでも下げていけることというのが願ってもない一般庶民の気持ちだと思います。よろしくお願いします。

当時の総合計画書の中では庁舎内のＬＥＤ化から進めていきますと。できれば全体に御船町全体のＬＥＤ化を進めていきますということだったんですけども、その後の総合計画と現況というか、今後も含めて、計画等があれば教えてください。

○総務課長（野口壮一君） 町としましては、ＬＥＤのほうが省電力で寿命も長いと、かつ低ワットで明るいということで、役場の庁舎のＬＥＤ化も今まで進めてまいりました。現在の庁舎内におけるＬＥＤ化率は52.7%となっております。年間の予算の中に、このＬＥＤ化の予算を組み込んで、順次照明器具が切れた箇所からＬＥＤ化に直していつているというところなんです。地域の防犯灯については、先ほども言いましたように、新しく付けられる場合は、ＬＥＤの照明器具を推奨しております。近年、近隣の市町村でも防犯灯の取扱いについて、先ほども言いましたけれども、ばらばらなんですけど、その中でもＬＥＤを推進している自治体の情報あります。そういう先進的な取組みをされている自治体の取組みなどを参考にしながら、今後前向きに検討を行っていきたいと感じております。

○６番（増田安至君） 今後も、町としての取組み、そして進捗状況などについて、また聞いていきたいなと思っています。よろしくお願いします。

そういった中、ＬＥＤ化を進めていく中に、区長さんから提案いただいているのが、特に横野とか国道445号線沿いだったりしますんで、誰もが通る県道であったり国道で、要は先ほど言ったように、あの時計台より高いような電柱に電球の球があるんですけども、管理がなかなかしづらいということで、意見をいろいろいただいているんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 国道それから県道については、主要道のために不特定多数の通行者があります。地区の高齢化もある状況の中で、設置場所によっては本当に高いところの交換作業を伴っています。地区での維持管理を行っていくことは難しく、負担になっているというものは町でも認識はしているところであります。現在主要道の維持管理方法について、現状を踏まえた改善に向けて今後検討を行ってまいりたいと考えております。

○６番（増田安至君） ぜひぜひ、早急に検討のほうもお願いしておきます。先ほど言ったように、高齢化は進むんですよ。人口が8,700万人に減るというのももうわかっている。それが江戸時代のときまでぐらい、35年ぐらいかけてどんどん減りますよと。当然過疎化も進むし、地域で疲弊してうまく管理ができていかないというのももう大体目には見えていますので、人口増、人口増と言葉ではなかなか言いやすいんですけど、実際は減ることも

想定して、そのメンテナンス対応に当たっていくべきかなと思って質問しました。

次に、所有者不明土地の発生予防についてということで、本年度5月に新聞記事に載っていましたので質問をいたします。厚生労働省は令和2年、2020年人口動態調査によると、令和2年度に亡くなった方が137万2,755人、令和2年度厚生白書では2040年には168万人が亡くなるということを推計しています。今後、相続件数の増加とともに、所有者がわからない土地の増加が見込まれており、周辺環境や治安の悪化を防ぐためにも、所有者不明土地への対応が求められています。

そこで所有者不明土地に対しての町の対応について質問をしたいと思います。この質問をいただいたのが、10人お話ししとって1人だけが御存じでした。昨年できた法律について質問したいと思います。

いったい所有者不明土地とはどんな土地のことを言うのでしょうか。御担当のほうからお願いします。

○町長（藤木正幸君） 所有者不明土地に対する町の取組みについてお答えをしたいと思います。

人口減少による土地利用ニーズの低下や地方から都市部への人口移動を背景とした土地所有者意識の希薄化によって所有者不明土地が全国的に増加しており、土地の荒廃や公共事業の推進等に様々な影響を及ぼしております。御船町においても、固定資産税の課税に当たり、納税通知書を送付した場合、宛先不明等で返送されてくるものが毎年あり、住所探索に相当時間を要しております。

そうした中、国は所有者不明土地の発生の予防などを目的として、令和3年4月に不動産登記制度の見直しなど、民法の一部を改正する法律等を公布しました。今後民法等の改正の内容について、土地所有者の方へ周知・広報を行いながら、所有者不明土地の発生予防に努めてまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） すみませんでした。ということで、この所有者不明土地というものがいったいどんな土地のことでしょうかということで、御担当のほうお願いします。

○町民税課長（畑野英樹君） お答えいたします。

令和3年12月の法務省民事局の指導によりますと、1、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、2、所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地のこ

とを言うとなっています。平成29年の国土交通省の調査によりますと、こうした土地は国土の約22%に達するとなっております。今後、所有者がわからない土地は、さらに増えていくと予想されております。

○6番（増田安至君）　こういう土地が増えるということは、いろんな問題です、北海道に言われるような問題もあるしで、大変な国が攻めてきたりも含めて、今後の大きな問題になるのが不安で不安でと思っているときに、この法務省民事局の所有者不明土地に向けて、不動産に関するルールが大きく変わりますというパンフレットを税務課に置いてありました。これは多分見られた方はそんなに多くないと思うんですけども、もう1年近くになるんですかね。まだそこまではなかったですかね。その後に聞きますけれども。

令和5年4月から段階的に施行されますというパンフレットです。このパンフレットを所有者不明土地というものがこれに定義づけられて書いてありますけど。今、御船町に所有者不明土地というのはいったいどれくらいあるか。その辺をお伺いしたいんです。

○町民税課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

先ほどのパンフレットですけれども、こちらにつきましては、パンフレットの右下のほうに2022年版ということで書いてありまして、期日ははっきり覚えておりませんが、今年の3月か4月に法務省からいただいたものでございます。町民税務課の窓口においております。

その次の、所有者不明土地はどれくらいあるかということなんですけれども、町民税務課で把握しておりますのは、固定資産税が課税されまして、納税通知書等を送付したもののうち、宛先不明などで返送された分にかかわるものについては把握をしております。しかし、御船町内に同一人が所有する全ての土地の課税標準の合計額が30万円未満となる場合、これは免税点といいますけれども、固定資産税が課税されない土地につきましては、把握をいたしておりません。

同じように家屋につきましては、全ての家屋の課税標準の合計額が20万円未満、それから償却資産につきましては、全ての償却資産の課税標準の合計額が150万円未満となる場合については、固定資産税は課税されませんので、把握はできておりません。

○6番（増田安至君）　固定資産税のかかるところは何とか把握できるけれども、それ未満だったりとか引っ掛からないところも当然出てくるということ。そういうのもあるので困りましたねというところで、こういう解消に向けた新たなルールということででき上がっ

ています。

また、中身を皆さんも今後注視されて見ていかれるといいと思うんですけども。相続人に値する人に対して、罰則も含めていろいろな規定が載っていますので、ぜひ御船町全部で知っておいていただきたいなと思っています。

その中で、不動産に関するルールの見直しとして、所有者不明土地が生じる主な原因として、土地を相続した際に名義変更の登記、相続登記がなされないことや、所有者が転居したときに住所変更の登記が行われないことなどが挙げられると。相続登記の申請は義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることが少ないことなどが背景にあります。今後高齢化の進展による死亡者数の増加とともに、ますます深刻化されることが懸念されています。

そこで、所有者不明土地の発生予防と既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の面から、そのルールの見直しと、この中にヒントが載っているんですけど、必要と思いますが、御船町ではいかが対応されていきますか。

○町民税課長（畑野英樹君） お答えいたします。

御質問の件につきましては、国のほうで、昨年、令和3年3月に不動産に関するルールの見直しとしまして、1、登記が適切に行われるようにするための不動産登記制度の見直し、2、相続等により取得した土地を手放すための制度、相続土地国庫帰属制度というものの創設、3、土地利用に関連する民法ルールの見直しが行われております。1の不動産登記制度の見直しについて説明しますと、従来相続による所有権の移転登記や住所等の変更登記の申請は義務ではありませんでした。そこで、所有者不明土地の発生を防ぐために、不動産登記制度が見直され、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されることになりました。

また、住所等の変更登記の申請は、令和8年4月までに義務化されることとなっております。正当な理由がなく、義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となっております。町民税務課窓口には、先ほども言いましたけれども、この3つの見直しを周知するためのパンフレットを配置しております。

○6番（増田安至君） ぜひこの制度を知ってもらわないと前に進まないと思います。滝尾のほうですけど、やはり先々代から受けてない、名義変更がされてない土地があまりにも多くて、要は知らんで作りよったとか、売買すらできないような状況が多々出てきまし

た。なので、こういうことに関しては、これの中にただしというのが1個だけあって、所有者不動産記録証明制度というのが令和8年4月からスタートなんですけど、この一覧を作ることに当たって、親の不動産がどこにあるかどうかやって調べたらいいのというのを調べていける制度であって、令和6年、再来年の4月からは、DVとかの被害に遭う可能性のある人については、特例の記載をしましょうなんていうことも書いてありますので、これはぜひ町民に見てほしいなとつくづく思いました。中に詳しく書いてありますので。

今の言葉の中の説明であった、相続土地国庫帰属制度という漢字にすると長いんですけど、これってどういう制度ですか。

○町民税課長（畑野英樹君） お答えいたします。

土地を相続したものの使い道がないなど、相続した土地を手放したいと考えられる方も増加しております。そこで土地を相続した方が不要な土地を手放して、国に引き取ってもらえる相続土地国庫帰属制度というものが新たに設けられ、令和5年4月施行となっております。ただし、建物、工作物、車両等がある土地や、境界が明らかでない土地などは引取りの対象外となっております。

また、国に土地を引き取ってもらう場合には、10年分の土地管理費相当額の負担金を納付しなければならないということもありまして、この制度の利用が進むかどうかは未知数とも言われております。

○6番（増田安至君） 国庫帰属制度というのに、やったと思ったんですけども、光明がひらめいてよかったと思ったんですけども、10年分の土地管理費相当額を納めなければならないということがあったり、登記をするほうがよっぽど安くはないかなと思って、どっこいどっこの制度だなと。今後また話が進んでいくのかなと思います。

ちなみに国庫帰属が認められない土地として工作物を含めて建物があること、境界が明らかでない土地、土地の汚染があったりとか、埋蔵物があるような土地、担保権の設定がされている土地は駄目、危険な崖にある土地とか、通路など他人による使用が想定されている土地は難しいとかいう各種条件があるみたいなので、なかなかそんなにいい土地だったら先に売れるのになんていうことを思いながら見ていました。

僕も含めてですけど、相続はいつか必ずやってきます。円滑な相続ということができるよう、新たな仕組みづくりやルールというのを国が作ります、地方自治体を作ります。併せたところで、そのルールについて、確認を常にやっていただいて、僕は所管を超えた

連携というのが必要なのかなと。町民税務課だけ知っておけばいいよという問題ではなくて、いろんな方が亡くなってつながっていくという問題として、町全対で広報PRをお願いしたいと思いますが、御担当のほういかがでしょうか。

○町民税課長（畑野英樹君） お答えいたします。

将来、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。町としまして、広報紙や固定資産税の納税通知などを通して、町民の皆様への周知を行っていきたいと考えております。

○6番（増田安至君） 登記の費用が高すぎるという問題があったり、後継者がどこに行っているのか、それすら知らないという状態になる前に、あの人の息子はどこにおらずとか、子どもさんたちはどこでつながっているというのを詳しく調べる意味も含めて、しっかり対応していったらいいなと思っています。所有者がなかなか見つからないというのは、先ほどの定住促進の話もあったように、いろんなところに関係してきますので、使うに使用できないという状況が一番困ったなと思いますので、しっかりお願いしておきます。

その中で、今度は我々を選ぶ町民というものがあって、我々は4年に一度きちんと選挙というのを受けてこういう場に立たせていただいて、町民の代表とまではいきませんが、少しでもお話をこちらに伝えることができたならよりよい政策につなげていけるのかなという立場で話をさせてもらっています。

町の選挙管理委員会に質問なので、町長に直にとかいう話ではないので、とても聞きにくい話なんですけれども、議員のなり手不足が懸念される中、政治活動の注意点と選挙違反になる行為の確認ということで、事前運動の禁止など、熊本日日新聞に5月27日付けで投票率低下の懸念と、あることさえ知らされていなかったというテーマで出ているぐらい、すごい投票率の悪さということ。そして現場では課題が山積、報道は終わりなく続くということで載っています。

このような中、選挙運動自体は選挙違反になることの心配とか、行為の確認、事前運動の禁止など、様々な問題があつて大変なんですけれども、一応憲法の39条2項によって、直接選挙の規定をしているというところは事実です。公選職としては首長そして議会議員ということで二代表制のもと、地方議会も成り立っているんですけれども、その意味でも、公選職というのは希少な職種であるということで理解しております。多くの場合、一般的には認識がないのが実情であると思いますので、全国的にも投票率の低下、あるいは

無投票当選の増加と、あるいは住民の無関心などと言われているんですが、これまでの選挙の実情と問題点について質問していきたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 増田議員の町の選挙管理委員会の取組みについて答弁します。

町の選挙管理委員会の取組みについての答弁については、執行機関である選挙管理委員会の書記長である私総務課長から答弁させていただきます。選挙管理委員会は当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する行政執行機関の首長から独立した合議制の機関として設置されるものです。

具体的な事務としては、公職選挙法に基づき国政・地方選挙に関する投開票の施設確保や物品調達などの準備事務のほか、町長、町議会議員選挙に係る立候補届出受付やポスター掲示場の設置、管理、期日前投票及び不在者投票事務などがあります。また、選挙人への便宜を考慮して、高齢者等への配慮した投票所の設営並びに新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した投票環境の整備に取り組んでいます。

そのほか、選挙が公正にかつ円滑に行われるよう、熊本県選挙管理委員会、熊本県明るい選挙推進協議会と連携しながら、投票率向上に向けた啓発活動などに取り組むとともに、明るい選挙の実現を進めています。

○6番（増田安至君） これは昨年執行部からの報告ということで、令和3年3月5日にいただいた公選法の一部を改正する法律の概要と選挙運動の公費負担に関する条例等についての説明をいただいたんですけど、これ以来、ふと気付くともうあと1年を切っているという状況になって、僕も町長も含めて、皆さんも含めてです、選挙を大いに語って、みんなで興味を持ってどんどん参画して、よりよい町にしていけば、先ほどの人口も含めてですけど、いろいろなまちづくりに有効に働くのかなと思っています。

その中で、これまでの投票率、1947年、昭和22年4月に実施されて以来、統一地方選挙というのは、2023年の4月までに20回を迎えることになります。なので、記念すべき20回を飾る選挙にふさわしい形になれるよう執行部でも頑張って広報等をやっていただきたいなと思います。

そこで、町議会と町長選、投票率は過去4回で構いませんので教えていただけますか。

○総務課長（野口壮一君） これまでの町長、町議選挙における投票率については、平成19年度が83.69%、平成23年度が78.49%、平成27年度が78.55%、平成31年度は70.2%です。平成19年度と平成31年度の投票率を比較しますと、約13%減少しております。平成27年に

公職選挙法が改正されて、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられました。依然として国・地方政治への関心が低く、投票率への影響を及ぼしているということも要因の1つではないかと考えております。

○6番（増田安至君） 今、書記長がおっしゃるように、18歳以上が対象になって、ますます選挙には参加してほしいというのが気持ちですし、若者が入ってきて自ら社会を変えるんだという形にしていってほしいと思います。無関心だったり地域活力の低下だったりというのが課題だったり問題だったりするのかなと思いますながら、住民の関心を引き付ける方法あるいはその提案として、何か担当からありますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） これまでの町長選挙においては、候補者の施策等を周知できるビラの頒布ができていました。しかし、町議選挙においてはこれまで立候補される方の政策などを知ることができるビラの頒布ができませんでした。しかし、公職選挙法の改正が令和2年6月に改正されて、来年の4月に予定されている町議選挙においては、この公職選挙法の改正により、ビラを頒布することができるようになり、町民の選挙への関心度が上がり、投票率向上に寄与するものということで、期待をしているところでもあります。

○6番（増田安至君） 一部を改正する法律の概要ということで、説明はこれまで受けて、何となく理解はできたところですけど、公選で自動車を使用していいこととビラの作成及び配布ができるようになったこと、それとポスターまで公金で面倒を見てくれることということで、より負担の少ない選挙の実施に向けた動きということにはなってくるのかなと思います。

できれば、今度は政策にまでいけるように、今までいろいろ禁止が多かったので、町も十分にまた調べ上げて、別に公費負担にこだわらずとも、いろんな政策の討論会とかが自由に行えていくような、もちろん制限もあるんでしょうけれど、そういうのを御船町が唯一スタートをしたということにまでいけるようなことになればと考えております。

その中、先ほどの2番目の質問と同じで、課を超えた選挙管理委員会、連絡とか、まず僕からの質問は福祉課との連携連絡というのは行えていますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） これまでの選挙事務に係る福祉課との連絡連携というのは、特段これまでしてはいませんが現状です。

○6番（増田安至君） この質問は何でかということ、高齢化に伴って動けない人、外出自体ができない人、そのために地域コミュニティバスの話も出てくるぐらい、いろんなことに広

がっていくんですけど、要は障がいのある人だったり動けなかったり、いろんなことで事情があるということ。これが原因かなと思うので、不在者投票とか代理投票とかいろいろあるという話も伺いはしたんですけど、町内の移動困難者をつく人への対応というのは、何か検討されていますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃいましたように、公職選挙法で規定をされております移動困難者の方々への対応として、郵便等による不在者投票の手続があります。障がい者手帳それから戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度により、また要介護状態で、要介護5に該当される方々は、自宅等での不在者投票手続ができるようになっています。ただし、投票に先立って郵便等の投票の証明書の交付手続が必要となります。

また、新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請により宿泊や施設や自宅療養をしている方は、特例郵便等投票制度による手続により投票ができるということにもなっております。

○6番（増田安至君） いろいろ方法は準備をしてあるみたいですけど、あくまでも自己申告というか、もちろん今はもうとっても面倒な時代になって、個人情報保護というところが全面的に出て、結局「あの人がコロナってよ」という話すらできないような状態があるのも事実です。要は、そういう手続とか、いろんな準備がされているという中、なかなか把握が難しいのかなと思って、そういうときに福祉課だったら逆に障がいのある人に対しての情報というのはお持ちかなと思って、民生委員の方とかが手伝いたいと地元のほうで言われたので、民生委員の方とかが手伝ったら、これは公職選挙法に。

○総務課長（野口壮一君） 選挙人を投票所あたりに、例えばお隣の人あたりで高齢の方がいらっしゃれば、「私が投票所まで乗せていくよ」と言うのは、可能かと思います。公職選挙法に抵触しない送迎のやり方の範囲であれば可能かなと思っています。例えば、送迎で何回も送迎をして、特定の候補者に投票を得せしめるような言動があれば、その辺はもう公職選挙法に抵触するという形になります。そういう隣近所等で乗せ合っていくというものについては大丈夫かなと思っています。

○6番（増田安至君） そういうことで、何回も送迎するなどは明らかに違反だということがわかったので、要するに常識の範囲で対応される分はそれで問題はないけどということかなと思います。

そのような中、あまりにも86ですか、自治区が多くて、この中での投票所自体の統廃合

とか、送迎の可能性というのは検討されましたか、いかがですか。

○総務課長（野口壮一君）　これまで投票区毎の選挙人登録した人数を勘案して、投票所の統合を行ってきました、当該投票区内で最も適切と考えられる施設11カ所の投票所を設けております。議員御指摘のこれまでの投票率の減少傾向として、高齢者と投票所への移動が困難な選挙人の方もおられるというのも要因の1つとして考えられるところです。

このような現象は本町だけではなく、他自治体においても同様に生じております。投票率の向上に向けて期日前投票期間に限った移動支援を行っている自治体も見受けられます。議員御指摘の課題について、本町の選挙管理委員会として、投票所の統廃合と送迎の可能性について、経費面を視野に入れつつ、先進自治体の取組みなどの事例を参考にして今後検討する必要があるということで、認識をしております。

○6番（増田安至君）　ぜひ、来年の4月に向けて、みんなが興味を持って18歳以上はせっかく投票する権利が生まれますので、できるだけ多くの人が投票に行けて、13%も減ったというのはちょっと残念なので、今度こそプラマイゼロか、逆に投票率高くなったという結果になるように、来年に向けてぜひ御船町の広報でもこういったところ、先ほどの所有者不明土地も含めて、いろんな形で広報して、みんなが少しでも興味を持っていけるようにやっていきたいなと思って、今日は書記長の野口総務課長に御質問しました。

以上で、一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（池田浩二君）　これより3時30分まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時18分　休　憩

午後3時30分　再　開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○3番（宮川一幸君）　3番、宮川です。一般質問を行います。

産業廃棄物処理施設は廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であります。循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラであると思います。また、産業廃棄物の収集、運搬、処分にかかわる業自体が広い意味でのインフラであり、その社会的地位、社会的位置づけは年々重くなってきております。しかしながら、依然として町民からは迷惑施設として認識をされており、その施設の立地に

当たっては周辺住民からの反対を受けがちであるのが現状であります。

一方、産業廃棄物処理業者の中には、地域社会と連携しつつ、地域の雇用創出、地域経済の発展、地域循環圏の構築等に貢献しているものも多く出てきており、こうした動きを促進することが産業廃棄物処理業の社会的地位を向上させ、また必要な施設の立地を促進し、さらには循環型社会の構築を進める上で重要になっていると思います。

このような現状を踏まえ、民間業者による上益城5町の一般廃棄物処理施設整備事業についてお伺いをいたします。

個別質問は、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 宮川議員の民間事業者による上益城5町の一般廃棄物処理施設整備事業について、お答えをいたします。

上益城5町で進めている御船町上野古閑原・古閑迫地区へのごみ処理施設整備については、3月28日に蒲島県知事の立会いのもと、国内廃棄物処理大手の大栄環境株式会社並びに県内リサイクル大手の石坂グループとの環境アセスメント実施に向けた基本協定を締結いたしました。この協定は、事業者が環境アセスメントを実施するための協定であり、この環境アセスメントの結果等を反映した事業計画を上益城5町が適切と判断した場合、改めて環境保全協定及び立地協定等を締結することになります。

環境アセスメントは、開発事業者が周辺の大気や水、土壌などの環境をはじめ、植物や景観、環境への負荷など様々な要素にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測及び評価します。そして、その結果を公表して住民や行政の意見を聞き、十分な環境保全対策を実施することにより、よりよい事業計画を作り上げていく制度であります。

本年度から事業者が環境アセスメントに着手しますが、御船町としましても上益城広域連合やほか4町と協議しながら、環境アセスメントの内容を確認し、適切に意見を述べていくことで、皆様方の不安や御懸念を解消してまいります。

その他個別質問については、担当課長から答弁させます。

○3番（宮川一幸君） まず、上野地区における地元説明会についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、町長に伺います。3月議会で田上英司議員が質問されておりますが、あえて質問をさせていただきます。3月11日のカルチャーセンター住民説明会の中で、町長が答弁された言葉がちょっと心に残っておりますので、そのことの真意を問いたいと思います。

「一般廃棄物が産業廃棄物に移るという説明はしないならしないでも、そのまま突っ走ることができたかもしれません」この言葉がとても印象に強く、記憶に残っています。私は地元住民として、この言葉はとてもショックな一言だったので、この言葉を発信された真意をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（藤木正幸君） 3月の会議の田上英司議員の一般質問での答弁の際にも、私も言い方が悪く誤解を与えてしまったことについて、修正をさせていただいたところであります。今回の事業において、本来事業主体である上益城広域連合内に設置されております熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が説明を行うことですが、地元の理解が最重要であるという私の思いから、最初に私自身が直接御説明をさせていただきたいということを申し上げたかったところです。

○3番（宮川一幸君） 今の答弁の中で、促進協議会が説明会をするところであったという形でありましたが、今日の朝の福永議員の答弁の中でもありましたが、熊日からリークされて、その後に説明会が始まったという形になっていると思うんですが、これがなかったなら、協議会のほうで説明会を開催する予定はあったのでしょうか、お伺いします。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

今回の事業は上益城5町における今後のごみ処理の課題を解決するために、上益城広域連合内に設置されておりました熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が進めている事業でありますので、一義的には上益城広域連合が説明会を実施することを検討しておりました。

○3番（宮川一幸君） では次に、前回の一般質問でも行いましたが、町内全域での説明会が必要なのではないかという形で質疑をしていたと思いますが、そのとき町長は町民の意見をより多く協議のテーブルにあげ、よりよい事業計画にするためにも今後も丁寧な説明を行っていきますという形で答弁をされたかと思います。再度伺いますが、町内全域での説明会の予定はあるのでしょうか。お伺いをいたします。

○町長（藤木正幸君） これまで町主催、協議会主催、事業者主催を含め、上野地区3回、区長会1回、川内田地区1回の説明会を開催しております。

議員御指摘のとおり、この事業をよりよい事業にするためには、施設が立地する周辺の住民の方のみならず、町民の皆様の御理解が必要不可欠と考えております。3月28日に上益城5町と事業者による環境アセスメントの実施等に向けた基本協定が締結されたことに

に伴い、本年度から事業者が環境アセスメントに着手することから、施設の立地予定地である本町としても、町民の皆様に事業計画等を広く知っていただくために、町全対の説明会を7月中に実施することといたしております。事実に基づきできる限り丁寧に説明をさせていただくことで、町民の皆様の不安や御懸念の払拭に努めてまいります。

○3番（宮川一幸君） 7月に実施するという形で、本当にそれはやはり町民全体に説明をしていただきたいと思いますので、今後とも丁寧な説明をお願いします。

それと、これは先日七滝中央小学校の方と話す機会がありまして、そのとき相談されたことが、役員会か何かをしたときに、ごみ処理施設建設について、「何もわからん、とても不安」という言葉が出たそうなんです。できれば保護者の方への説明もぜひ御検討をお願いできないでしょうか。どうかなと思いますので、この説明会と併せて、どういった感じでされるのかを、町で今後検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

これまで上野地区には、町主催を含めて3回の説明会を実施させていただいたところです。地元のPTAの方々におきまして、いずれかの説明に御出席いただき、この説明を聞いていただくことを想定しておりました。しかしながら、お仕事の都合などで出席ができなかった方も当然いらっしゃると思います。7月に開催する説明会は全ての町民の皆様を対象に会場をカルチャーセンターを予定しておりまして、内容もこれまでの説明会と同様の説明となりますので、七滝中央小学校のPTAの方々にもぜひ御参加をいただければと思います。

また説明会は6月末の回覧と7月の広報でのお知らせを予定しておりますが、七滝中央小PTAの代表の方への直接のお声掛けなども検討させていただきたいと思いますし、議員のほうからお言葉添えをいただければ幸いです。

○3番（宮川一幸君） 広報とか回覧もいいんですが、できればせつかく行政無線もあるので、行政無線でも言ってもらえれば大分周知になるかなと思いますので、よろしく願います。

続きまして、これまで上野地区において3回の地元説明会が開催されております。地域住民の方々から数多くの不安の声が挙がっております。どのような意見があり、その声に対しどのように対応したのか説明をお願いいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

これまでの説明会の中でありました御意見の主なものにつきましては、周辺道路に関すること、交通量や通学路などの交通安全に関しますこと、それから周辺環境への影響に関すること、大きく分けてこの３点であったと承知しております。本年度から事業者が環境アセスメントに着手することに伴いまして、上益城広域連合やほか４町、事業者とそれぞれの役割、それからそういった役割を確認、分担しながら、当町としましては、行政報告でもありましたように、このたび設置しました検討本部やワーキングチームでの課題整理や対策検討、そのことに関連する事業などの具体的な検討を行っていくこととしております。

○３番（宮川一幸君） ただ今の答弁で、検討本部やワーキングチームという形の言葉が出てきましたが、具体的にどういった業務を行うのか、説明をお願いいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

各課横断的な機能を有します検討本部におきましては、事業に伴う情報共有はもちろんのこと、御船町の様々な課題整理、対策の検討、それらに関連する事業の提案などを行うこととしております。また専門部署で構成しますワーキングチームについては、周辺環境の整備、交通安全、エネルギー回収施設を活用した地域づくり、公共施設におけるエネルギーの利活用など、さらに具体的な作業を進めていくということで予定しております。

○３番（宮川一幸君） 町民の意見を、上益城広域連合とどのように連携をとり、上益城広域連合は御船町以外の他町へどのような情報を発信していくのか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

まず施設整備検討段階において想定される各町の課題や懸念事項につきましては、あらかじめ上益城広域連合が取りまとめ、５町で共有をし、現在においても引き続き情報収集が行われているところでございます。また、これまでの説明会等でありました御意見につきましては、こちらの上益城広域連合が把握しまして、定例的な会議などで、ほか４町と共有を図っているところでございます。

○３番（宮川一幸君） 民間事業者へはどのように伝え、どのように回答を得たのか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

５町が共有をしております情報につきましては、上益城広域連合を通じ、事業者と共有

をしております。また、説明会での意見につきましても、連合で集約して事業者と共有をし、本年度に入りまして直近で行いました事業者との協議の際に、御不安や御懸念の事項について、環境アセスメントへの配慮を検討することや、上益城広域連合5町からの意見を聞きながら、できる限り対応していきたいとの事業者からの回答をいただいております。

○3番（宮川一幸君）　そういった形で連携をとっていただいて、民間事業者とか上益城広域連合とも連携をしっかりとっていただいて、いい方向に向けていただきたいと思います。

それでは次に、上益城広域連合のかかわり方について伺います。熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会は令和4年3月31日で解散をされております。4月1日からは上益城広域連合に施設整備係を設置し、町民からの要望等はそこで受けるとありますが、これに間違いはないのでしょうか。お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

上益城広域連合の施設整備係は令和2年4月1日に設置をされています。議員御指摘のとおり、当該事業は上益城5町で進めている事業でありますので、事業に関する要望や意見などは基本的に上益城広域連合が対応することとなります。ただ、今後事業を進めていく中で、私ども環境保全課を含め、御船町に寄せられる様々な御意見もあろうかと思っておりますので、それらに関しては当課でいったん把握をし、上益城広域連合やほか4町事業者と共有を図ってまいります。

○3番（宮川一幸君）　では、広域連合の施設整備係には何名の職員が配備され、具体的にどのような業務を行うのか説明をお願いいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

令和4年4月1日現在で係長1名、主事級1名の計2名の職員が配置をされております。主な業務については、廃棄物処理施設の用地買収や造成工事、事業者との調整や協議、上益城5町の一般廃棄物処理に伴う調整、それから事業計画全体の進捗管理が主な業務となります。

○3番（宮川一幸君）　施設整備係の職員は2名だったんですが、各町から出向しているのでしょうか、お伺いをします。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

2名の内訳としましては、係長が甲佐町から、主事級職員が御船町から出向をしております。

○3番（宮川一幸君） 今2名の職員でやっていらっしゃるということなのですが、来年度以降は他町からの出向はまたあるのでしょうか。また人数は2名で足りるのでしょうか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

現時点では確定的なことは申し上げられませんが、施設整備係では今後、先ほども答弁しましたように造成なども行います。また、この事業自体は数年かかる予定でございますので、当然技師職員などを含めた職員の派遣は引き続き必要になるのではないかと考えています。必要な人数につきましても、今後の業務量に伴いまして広域連合を構成する5町の首長の協議によりまして、今後検討・決定されるものと承知しております。

○3番（宮川一幸君） 協議会がある頃は各町からたしか出向されていたと思います。民間に開発という形になるので職員が減ったのかなと思いますが、今後造成工事とか始まればいろいろな、それは首長のほうでの協議という形で説明を受けました。

続きまして、建設用地は何名の地権者がおり、既に売買契約等は完了しているのか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

上益城広域連合に確認をとりましたところ、地権者は全部で34名です。最新の土地の売買契約の状況としましては、34名中33名の方の契約が完了しておりまして、面積ベースでも約98%が完了しているということでございました。

○3番（宮川一幸君） 1名の方がまだ完了していないという形なのですが、もし、この土地が全部買収が終わらなかった場合は事業に影響はないのでしょうか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

残りの用地につきましても、現在も広域連合によりまして買収の手続が行われているところです。これも確定的な話ではありませんけれども、今後の事業への影響につきましては、現段階で詳細な建物の位置、具体的な位置等が、配置も含めてですけれども示されておりません。ただ、当該用地につきましては、敷地の縁辺部に位置しておりまして、仮に取得ができなかった場合でも事業への影響はないということで承知しております。

○3番（宮川一幸君） 事業には影響がないということなのですが、買収は進めていくという形ですね、はい、ではよろしくお願いします。

次に（3）の、御船町以外の4町のかかわり方についてお伺いをいたします。今回のご

み処理施設には、御船町以外に、益城町、嘉島町、甲佐町、山都町と5つの町が関係しています。御船町以外の4町は、民間事業者が立地するまでどのようにかかわっていくのか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

ほか4町のかかわりとしましては、当然上益城広域連合の構成自治体としての役割がございますし、各町の環境部局におきましても令和7年度から予定されております一般廃棄物の熊本市への委託、それから廃棄物処理施設完成後における一般廃棄物の処理に関する調整・検討などを行う必要がございます。

○3番（宮川一幸君） ほか4町はこういった形でかかわっていくという形ですね。

次に、環境アセスメントというのはどういうものか。また今後のスケジュールはという形について伺います。環境アセスメントは環境影響評価ともいわれ、開発事業者が環境に与える影響を評価するものであります。大規模な開発事業を実施する際には、自然破壊や公害を起こさないように配慮する必要があります。具体的にどのような調査であるか、説明を求めます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回の環境アセスメントは、熊本県環境影響評価条例に基づきまして、事業者が実施いたします。開発事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者が自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、住民の方々、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

事業者は環境アセスメント調査を専門の業者に委託し、配慮書、方法書、準備書、評価書の4つの段階を経て、最終的に事後調査報告書を公告、縦覧、公表して完了となります。着手してから完了まで約3年半を要する調査ということでございます。

○3番（宮川一幸君） ただ今答弁のあった環境アセスメントの中の配慮書、方法書、準備書、評価書は大体具体的にどのようなものか説明をお願いいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

最初に行います配慮書の段階とは、計画段階環境配慮書の作成、公表の段階をいいます。その内容につきましては、事業実施の位置、規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項の検討結果を示したものです。次の方法書の段階につきましては、環境

評価方法書の作成公表の段階をいいまして、その内容は環境アセスメントが適正に行われるよう、その方法などを示したものになっております。次の準備書段階とは、環境影響評価準備書の作成公表の段階をいいまして、その内容は事業の実施に伴う環境影響について調査予測及び評価した結果をまとめたものになります。最後の評価書段階につきましては、環境影響評価書の作成公表の段階をいいまして、その内容につきましては、その前に行われました準備書の段階で作成されました環境影響評価準備書への県知事それから住民などからの意見を考慮して、最終的に環境影響評価書の作成を行うということとされております。

○3番（宮川一幸君） 環境アセスメントを行う際は、広く情報を収集し、事業者側の観点のみでなく、地域の一員としてその意見に耳を傾ける必要があり、地域住民は情報提供者として積極的に意見を述べ、話し合う機会に参加することが求められております。この環境アセスメントには町はどのようにしてかかわっていくのか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

町はこれまでや今後開催をいたします説明会での意見を踏まえまして、上益城広域連合や町の検討本部会議の意見を集約しまして、この環境アセスメントの各段階において適正な意見を提出してまいりたいと考えております。また、事業者との様々な協議の場面においても、施設の立地する町としまして、積極的に町民の皆様の不安や御懸念が払拭できるアセスメント調査になるよう意見を申し上げてまいりたいと考えております。

○3番（宮川一幸君） 環境アセスメントの標準項目の12項目と任意項目での住民意見の徴取の方法はどのような手法か、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

先ほどの答弁と一部重複をいたしますけれども、事業者は環境アセスメントの配慮書、方法書、準備書の各段階において、それを公表いたしまして、住民は公表されたものに意見書を提出することができるとされております。具体的には、方法書、準備書段階では、公表された後に事業者による説明会が開催されますので、その後意見がある住民の方は意見書を直接事業者へ提出する流れでございます。

一般的に意見書の様式は、閲覧場所それからホームページなどで入手ができまして、意見書の提出方法につきましては、閲覧場所などに設置されている回収箱への投函や、直接郵送というものが主でございます。インターネットで受け付けする場合もあると聞いてお

ります。

しかし、本年度公表されます最初の配慮書の段階におきましては、住民の意見書は提出はできるものの、制度上、事業者による説明会が開催される仕組みとはなっておりませんので、公表された配慮書の内容や意見書の提出の方法など、住民の皆様にはわかりにくい部分もあることを踏まえまして、町主催によります、仮称ですけれども、環境アセス配慮書の説明会の開催を現在検討をしております。

○3番（宮川一幸君） ただ今、答弁の中で、環境アセスの配慮書説明会をするという形で答弁がありましたが、町民にいきなり配慮書をぽつと見せたとしても、意味もわからないとか、そういったところもあると思いますので、そこは親切丁寧に説明をしていただいて、町民の意見を十分もらっていただくという形で検討をよろしくお願いします。

次に、環境アセスメントの今後のスケジュールについて、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今後予定されています環境アセスメントのスケジュールとしましては、令和7年度の完了を目指しておりまして、令和4年度に配慮書、令和5年度に方法書、令和6年度が準備書、令和7年度評価書といった流れで計画が事業者によりされております。また、本年度に事業者により公表されます計画段階環境配慮書の公表時期ですけれども、今の計画では10月頃になると聞いております。

○3番（宮川一幸君） これは参考までにお伺いするんですが、環境アセスメントの結果で事業が中止になった事例はあるのかお伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

環境アセスメントの手続で、県の審査会等の意見が述べられるプロセスがございますけれども、その手続におきまして、対象となる当該事業に対して、熊本県が実施の可否について意見を述べることはありません。ただし、熊本県内においても、県条例に基づきます環境アセスメントの手続中に事業が中止になった事例が幾つかございます。

○3番（宮川一幸君） その中止になった事業の理由はどのようなものがあつたか、もしわかるなら御説明をお願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

環境アセスメントにおいて、必要とされる環境保全対策を実施することができないなど、事業者の意思決定により中止に至ったものがございました。

○3番（宮川一幸君） ありがとうございます。次に、周辺住民に対する地域貢献についてお伺いをいたします。事業者における地域貢献とは、他市町村からの事例はどのような地域貢献があったのか、もしわかるなら説明をお願いいたします。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

想定される地域貢献は、地元雇用や地元企業の活用、地域の催事や行事などを通じて地域活性化への協力が挙げられます。大栄環境株式会社が行われている具体的な取組みといたしましては、小・中学校や高校などへの環境教育や環境をテーマにしたイベントの実施、三重中央開発株式会社のプラントがある三重県伊賀市にはグループ初となるコンビニエンスストアをオープンさせていらっしゃいました。今後も災害時への協力を含め、様々な地域貢献について、住民の皆様の御要望をお伺いしながら、事業者と協議をしていくことが重要であると考えています。よろしくお願いします。

○3番（宮川一幸君） ここの中ではコンビニエンスストアもオープンされたという形でありましたが、先ほど田上議員の中で、山間地に店がないという形でも言われましたので、そういったのも地域貢献で検討していただくような形で行政側からも働きかけていただけたらのかなと思います。

次に、今は業者のほうの地域貢献だったんですが、行政として地域への貢献事業は何も考えてないのでしょうか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回の事業計画によりまして、処理施設が建設される場合につきましては、住民説明会でも御意見があったように、それを解消すべく道路環境を含めた行政による周辺インフラの整備が当然なされていくと考えますし、特に周辺地区につきましては、高齢化もあるというところで、地域づくりの観点からもハードのみならずソフトの支援が必要であると考えます。

行政による地域貢献事業につきましては、これから地元の意見や要望を丁寧に伺いながら、検討してまいりたいと思います。

○3番（宮川一幸君） 住民の意見や要望を取りまとめる組織また協議会を地域に設置をしていただけないのかなと思います。やはり住民が物を言える、一人一人ではなかなか意見を言えない。そういった組織を作っていただいて、住民が物を言える組織をぜひ作っていただきたいと思うんですが、この意見について、どう思われますでしょうか。お願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、今回の事業計画を進めるに当たりまして、事業者による環境アセスメントによる評価のみならず、住民の皆様の御意見を地域づくり、それから地域活性化などに反映するその仕組みが必要であると考えます。南関町のエコアは立地時にそういった地域協議会というものが立ち上がっておりまして、このような事例も参考に設置する組織の範囲、それから時期などを早急に検討してまいりたいと事務局では思っております。

○3番（宮川一幸君） 住民がこういった意見が言えるような組織をぜひ作っていただきたいと思います。その中のメンバーにも、たまには耳の痛い意見を言われる方も入れていただいて、いろいろな意見を言いながら、いい方向に進めばいいかなと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に最後なんですが、公設公営から民設民営に代わることによるメリットについてという形でお伺いします。公設公営から民設民営に代わることによって、メリットについては説明会では、幾度となく建設費の予算関係の負担がなくなるという説明がいろいろあっておりますが、それ以外に何かメリットはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

公設公営から民設民営に事業計画が変わったことによりまして、整備する施設の内容、規模など変更が生じたので、従前の最終処分場、し尿処理施設があった計画よりも環境負荷が大きく軽減されたことが最大のメリットであると考えております。

また議員が今おっしゃったように、建屋建設に係る初期投資がかからなくなるだけではなくて、行政予算として、施設の維持管理費というのも不要になってきます。また民間事業者が運営しますことにより、土地の賃借料や固定資産税などの財源の確保ができるだけでなく、事業規模の拡大によりまして、新たな地域雇用というものも生まれるということで、期待をしております。

○3番（宮川一幸君） この施設ができることにより、上野地区や中山間地域にどのような効果が期待できると考えているのか、お考えをお願いします。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

住民の方々の中には、今回の民間事業者による事業計画について、広域連合の当初の方針が変更になったことや、周辺の交通や関係の影響などに対し不安を感じ、反対をされて

いる方がいらっしゃるの承知しております。一方で、今回の計画は高齢化などによる人口減少に悩む中山間地域の活性化の糸口となると期待されている方がいらっしゃるのも事実として受け止めております。

今後、施設の必要性や安全性を丁寧に説明させていただきながら、住民の皆様の御不安や御懸念を払拭し、今回の事業で生み出される様々な効果が、人口減少や上野吉無田インターチェンジ周辺の活用を含めた地域課題の解決につながるよう、地域づくりや地域活性化などの議論を皆とともに進めてまいりたいと思います。

○3番（宮川一幸君） 最後になりましたが、ただ今の答弁のとおり、ごみ処理施設の建設には本当に不安を感じ反対をされておられる方がいらっしゃいますので、幾度となく説明会を今後も開催していただき、住民の不安を払拭していただきたいと思います。

また、この計画による中山間地域の活性化や地域づくりなど、課題解決に向け、住民も含めた議論を進めていかれることを願いまして、これで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時14分 散 会